

平成19年第2回海津市議会定例会

◎議事日程(第1号)

平成19年6月21日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第2号 平成18年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 平成18年度海津市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第50号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第51号 平成19年度海津市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第52号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第53号 海津市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第54号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第55号 海津市立保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第56号 海津市立子育て支援センター条例の制定について
- 日程第23 議案第57号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第58号 海津市老人福祉施設条例の制定について
- 日程第25 議案第59号 財産の取得について
- 日程第26 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第27 派遣第1号 議員派遣について

◎出席議員（20名）

1番	山田武君	2番	堀田みつ子君
3番	西脇幸雄君	4番	川瀬厚美君
5番	森昇君	6番	永田武秀君
7番	福井恭平君	8番	近藤輝明君
9番	山田勝君	10番	飯田洋君
11番	服部寿君	12番	伊藤善朗君
13番	浅井まゆみ君	14番	伊藤仁夫君
15番	松岡光義君	16番	水谷武博君
17番	星野勇生君	18番	藤田敏彦君
19番	渡辺光明君	20番	赤尾俊春君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長	菱田正保君
総務部総務課長	大橋茂一君	総務部財政課長	福田政春君
		企画部次長兼	
企画部長	横井五月君	秘書広報課長	森賢一君
会計管理者	谷芳和君	産業経済部長	小野清美君
建設部長	大倉明男君	水道環境部長	舘尋正君
		市民福祉部	
市民福祉部長	佐藤博章君	市民課長	伊藤恵二君
市民福祉部			
児童福祉課長	平野敏君	海津苑所長	水谷辰巳君
		教育委員会	

消 防 長	田 中 俊 澄 君	事 務 局 長	森 島 英 雄 君
		監 査 委 員	
学 校 教 育 課 長	菱 田 秀 樹 君	事 務 局 長	菱 田 義 春 君
選 挙 管 理 委 員 会		農 業 委 員 会	
事 務 局 長	菱 田 義 博 君	事 務 局 長	加 藤 賢 治 君

◎本会議に職務のため出席した者

		議 会 事 務 局 課 長	
議 会 事 務 局 長	伊 藤 久 義	補 佐 兼 議 事 係 長	神 田 勝 広
議 会 事 務 局 課 長			
補 佐 兼 庶 務 係 長	近 藤 和 子		

◎開会宣告

○議長（西脇幸雄君） ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成19年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（西脇幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において9番 山田勝君、10番 飯田洋君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（西脇幸雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月29日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月29日までの9日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長（西脇幸雄君） 日程第3、一般質問を行います。

通告書を受理した順に発言を許可します。なお、答弁者は壇上にて答弁し、再質問があった場合は自席にて答弁をお願いいたします。

◇ 福 井 恭 平 君

○議長（西脇幸雄君） 最初に、7番 福井恭平君の質問を許可します。

福井恭平君。

〔7番 福井恭平君 登壇〕

○7番（福井恭平君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、私は通告に従いまして二つの事柄を質問させていただきたいと思います。

初めに、市長に、休耕田などの遊休地の有効活用についてお尋ねをいたします。

日本国民の米離れ問題が声高に叫ばれ出して以来、相当な時間が流れておりますが、食材

の多様化などによる日本人の食文化が大きく変化し、食卓からの米離れ傾向は一向におさまる気配はなく、米作中心だった日本の農業形態は、時代の流れとともに大きく変貌いたしました。

御承知のとおり、日本人の米離れは農業のあり方にも大きな影響を与えることになりました。国は、米余り現象から脱却するため、米価の自由化を導入したり、減反政策を長期にわたって推し進めるなどさまざまな手を打ってきましたが、その結果、かつての美田が荒れ野と化すなど、農村崩壊と言われるほどの悲しく厳しい状況が全国各地で出現する事態となったわけでございます。

当海津市は、県下でも有数の農業の盛んな地域として、米・麦を初め、トマト、キュウリなどの野菜、ミカンやイチゴなどの果物などいろいろな農産物が生産されており、農業は市の基幹産業になっておりますが、これは名古屋や岐阜など大都市消費地を近くに持っているという地理的な優位性に加え、農家の皆さんの新しい農業への積極的な取り組みの努力が大きく影響していることも忘れてはなりません。当市は、他県や他地域と比べると比較的良好的な農業環境にあると言ってもいいのではないのでしょうか。

しかしながら、このような海津市ではありますが、市内を歩いてみると雑草に覆われた田畑が散見され、そこに今日の厳しい農業の現実をかいま見ることができます。市内に点在する休耕田畑や空き地のほとんどが個人の私有地であり、それらの生かし方に市が積極的に介入することは適当ではないと思いますが、荒れ地のままで放置しておくごみ捨て場と化してしまうおそれや、環境悪化の原因となることも懸念され、もったいない、何とかならないものかという声をよく耳にいたします。

休耕田や遊休地を市民農園として提供するなど、さまざまな方策を講じて活気あるまちづくりの一助することはできないもののでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

二つ目に、教育現場と個人情報保護についてお尋ねをいたします。

個人の名前や住所、電話番号などが勝手に持ち出され、目的以外に悪用されることを防ぐために個人情報保護法が制定されました。この法律が施行されて以来、身の回りにもよしにつけあしきにつけさまざまな影響が少なからず出ているように思います。新聞紙上でも、時々行き過ぎではないかと思われるような記事が紹介されております。この法律も運用次第では日常生活にも大きな支障を来す場合があり、この法律の精神が正しく理解されていないのではないかと首をかしげたくなるような話を時々耳にいたします。

そこで、市内の保育園や幼稚園、小・中学校では、この法律がどのような姿勢・方針で運用されているのか、次の三つの点についてその実態をお聞かせいただきたいと思っております。

初めに、緊急連絡網の存在についてでございます。皆さんも御存じだと思いますけれども、学校では運動会とか遠足とか、いろいろな行事がございますが、例えば中止になった場合、

これを子供たちに知らせるということが必要ですが、この緊急連絡網が最近ところどころの学校ではなくなってきたというような話も耳にいたします。そのことについてお尋ねをしたいと思います。

その次、2点目ですけれども、卒業アルバムや文集などの住所録の扱いについてでございます。これも個人情報保護という名のもとに、卒業アルバムや文集などから住所録が消えてきているという話も聞いております。この点についてお尋ねをいたします。

三つ目ですが、最近インターネット社会ということで学校の様子などが各地に配信されるわけですけれども、その場合、プライベートな問題とか肖像権とかということに絡んで、子供たちの顔が載ることについて非常に神経質になっているということも聞いております。このあたり、海津市ではどのような対応をされているのかということをお尋ねしたいと思います。あわせて、教育委員会としての個人情報保護に対する基本的な方針が定まっておればお聞かせいただきたいと思います。

以上、2点お尋ねいたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（西脇幸雄君） 福井恭平君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 福井恭平議員の休耕地などの遊休地の有効活用についての御質問にお答えをいたします。

耕作放棄地は、農作物の生産力の減退のみならず雑草の繁茂や病害虫の発生など、近隣耕作地へ悪影響を及ぼすとともに農地の集団的利用の妨げともなっています。また、耕作放棄地は、農地の持つ洪水防止、水資源涵養、土壌の侵食・崩壊の防止、市民の保健・休養など多面的機能の低下をもたらします。さらに、農地は、一たん遊休化すると数年で荒廃が進み、耕作可能な農地への復旧に多大な投資と労力を必要といたします。

議員御指摘のとおり、遊休農地は個人が所有されるものでありますが、本年度から品目横断的経営安定対策が実施をされ、地域営農体制の整備と農業後継者の育成が強化されております。安定した経営を持続できるだけの経営面積の確保には農地の集団的拡大が必要となり、農地保有合理化事業等に取り組み、農地の利用集積を推進しているところであります。今後とも営農組織及び認定農家への農地の利用権設定を促進し、農地の集団化を図り、遊休農地の解消に努めてまいります。

また、議員御提案の遊休農地の一部を市民農園として利用することにつきましては、農業経験のない方に市民農園を提供し、有機農業体験による野菜等の栽培を通じて安全な食べ物を生産して地域の農業への理解を深めてもらうことは大切なことと考えておりますので、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君）　続きまして、教育長　平野英生君。

〔教育長　平野英生君　登壇〕

○教育長（平野英生君）　教育現場と個人情報保護についての福井議員の御質問にお答えします。

まず1点目の緊急連絡網の存在でございますが、学級の緊急連絡網を作成している学校は、市内15校中2校あります。また、小学校の通学範囲や中学校の部活動などで一部の学校で連絡網を作成しております。保育園・幼稚園では、保護者が独自に作成している場合もあります。いずれの場合も本人の同意を得て作成し、当事者だけに配付しております。

続いて2点目の、卒業アルバムや文集などの住所録の取り扱いについてでございますが、文集に住所録を載せている学校はありません。また、卒業アルバムにつきましては、昨年度、住所を掲載したのは1校だけです。

3点目の、ホームページや学校新聞などへの顔写真の掲載につきましては、すべての学校でぼかしを施したり、顔の小さい集団写真を採用したりするなど個人が特定できないような配慮がなされております。また、児童・生徒の善行などを紹介するような場合におきましては、本人及び保護者の了解を得るようにしております。

最後に、また教育委員会としての個人情報保護に関する基本方針につきましては、海津市個人情報保護条例及び施行規則に準じた教育委員会個人情報保護条例施行規則を設けております。

以上、福井恭平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君）　再質問ございませんか。

〔7番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君）　7番　福井恭平君。

○7番（福井恭平君）　それでは、初めに市長に再質問をさせていただきます。

遊休地の活用についてのお考えをお聞かせいただきましたけれども、3月の定例会のときに、市長は「ゼロ予算事業」というような言葉も使われておりました。何か事業をするについては、どうしてもお金がかかるということが多いわけですが、お金を使わなくて知恵と汗を出して元気あるまちづくりを進めるということも大事なことでということもお伺いしております。ぜひ遊休地・休耕田の有効活用については、今、団塊世代と言われております世代がこれからだんだん現場を離れてという話も毎日のように言われておりますが、そういう団塊世代の力を生かす意味で、この遊休地の活用も積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

先ほども環境の保護の面から、それから町の活性化につなげる面からもお話がございまし

たけれども、今は食べ物はあるとあらゆるところに、どこにでもありますけれども、食べ物に不自由している人たちが世界では10億とも20億とも言われています。食糧危機がいつ来るとも限りません。それに備える意味でも農地を守ることが必要だと思いますので、市としても積極的に取り組んでいただきたいと思いますので、いま一度お考えをお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先生の御質問の答弁を準備している間に、海津市の遊休地は何%ぐらいあるかというのをちょっと調べさせていただきましたが、3%弱ということでございました。その中で、先ほど先生がおっしゃいました団塊の世代の方々にどう参画してもらうとか、あるいは農業が基幹産業であるので、その点をアピールすることがゼロ予算事業でできないかと、そういった御質問かと思っておりますが、本年度、これは少し視点が変わりますけれども、市民の皆さんに自主的に参加をしていただいて、そして市民の皆さん方の手で、そういった団塊の世代の方々に農業に参画していただけるような仕組みづくりができないかということにも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 7番 福井恭平君。

○7番（福井恭平君） それでは、二つ目の質問の個人情報についての再質問をさせていただきます。

私がここで訴えたいことは、「個人情報」という言葉がひとり歩きしているのではないかということです。個人情報を守るということは非常に大事なことです。その個人情報を守り過ぎるといえるのか、神経質になり過ぎるために、かえって個人の利益が損なわれているようなこともあるやに聞いております。例えば、学校では子供たちの生活環境調査票がいろいろな形であると思っておりますけれども、余りにも個人情報、個人情報と言う余り、例えば父子家庭・母子家庭の皆さん、それからいろいろな障害を持っておられる皆さん、いろいろな生活環境があると思っております。出生地の問題もあるかと思っております。そういう情報が極端に隠されてしまうといえるのか、余りにも個人情報保護のもとに表に出ないためにいろいろな福祉が受けられない。例えば、こういう条件の人はこういうことが受けられますよという話があっても、学校から話を出そうにも、保護者、家庭の方がそれを出さないために、なかなかそういう福祉面が受けられないということも、市内ではどうか分かりませんが、聞いたこともあります。そのあたりからも、余りにも行き過ぎた保護というのはどうかなあという感じがいたします。

それから住所録について、かなりの学校でもうつくっていないというような状況のように判断いたしますが、これも非常に寂しいというか、悪用されるということを考えればやむを得ないというような時代の流れかとは思いますが、昔はその住所録をもとに、卒業生が何年かたって同窓会をやろうというようなことがよくありましたが、今もあると思いますが、だんだんこれも住所録がないために連絡ができない友達が出てきたということも聞いております。そのあたり、保護という名のもとにだんだん寂しいというか、残念な時代になってきたなあという気がいたしますので、その辺、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） 今御指摘いただきました事柄ですが、個人情報そのものについては、今非常に大事にしているところでございますけれども、そういった中で、学校現場ではそういうことを大事にしながら進めておりますが、先ほどありましたように電話等を活用しながら一人ひとりに電話していくような方向とか、いろんな工夫をしているわけでございますけれども、そういった意味で、今お話のありましたように、できる限り学校内において、マル秘の中において自分たちは住所録を持っていますけれども、そういう中で電話等を活用していますが、できれば緊急連絡網でも、ある部分においてはあれば早く伝わる部分もありますけれども、今現在は電話等を活用しているという状況がございます。そういった意味でそういった個人情報の保護と、それからそれを有効に活用していくという両面で考えながら進めたいと思っております。

具体的に課長の方から少しお話ししてもらいます。

○議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

○学校教育課長（菱田秀樹君） 福井先生のおっしゃられること、私もかつて一現場の教員として非常に思ったことはございます。けれども、これも一つの、学校は教育する場ですので、例えばこういった機会に、最終的には自分の情報は児童・生徒、自分で守るというような力をつける題材でもあります。ですから、例えば国なんかも、卒業アルバムの住所録とか緊急連絡網については、これはとりたてて神経質になり過ぎる必要はないというような見解を示した時期もありますので、そういったことで、今後、学校とも相談をしながら、とにかく児童・生徒のためになるといいますか、児童・生徒の学業とか活動に妨げにならない程度に、また学校と検討してみたいと思っております。

いずれにしても、こういったことも児童・生徒が個人情報を大切にしよう、あるいは守り合うといったようなことで、教育の一つの素材ともなると考えております。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

○7番（福井恭平君） ありがとうございます。

◇ 赤 尾 俊 春 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、20番 赤尾俊春君の質問を許可します。

赤尾俊春君。

[20番 赤尾俊春君 登壇]

○20番（赤尾俊春君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告により市長に質問をさせていただきます。

3町が合併して、それぞれの町が所有していた施設が海津市所有の施設となり、市民の誰もが市内の施設を利用できるようになりました。社会福祉施設、勤労者施設、農業者施設（農村環境改善センター等）、また社会教育施設、体育施設が広く皆さんに利用されています。

市内の施設利用についてお尋ねいたします。

団体及び個人が利用するとき、各施設の使用料は利用規則に沿って定められています。また、使用者の使用目的により減免制度も設けられているようです。しかし、同一団体や個人が同じ使用目的であるのに、ある施設は無料、別の施設は有料、減免も含みますが、そうしたことが起きているようです。また、減免される基準はどのように定められているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西脇幸雄君） 赤尾俊春君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

[市長 松永清彦君 登壇]

○市長（松永清彦君） 赤尾俊春議員の海津市内の各種施設の利用についての御質問についてお答えをいたします。

現在、海津市には、それぞれ設置目的により社会教育施設12施設、社会体育施設20施設、防災関連施設2施設、福祉関連施設3施設があり、これらの施設は条例によりそれぞれ使用料を定めております。

また、使用料の減免につきましては、それぞれの施設の目的に応じて条例または規則で定めております。減免の取り扱いについては、公共団体及び市の中で構成された社会教育団体、芸術団体、社会福祉団体並びにスポーツ少年団や子ども会等が使用する場合、公益上特に必要と認めるとき及び公共福祉や健康増進を推進するとき等、必要があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができるとなっております。

これらの施設は、市民全体の財産としてだれもが利用でき、受益者となり得るものでありますので、施設の設置目的、利用者の利用目的等を勘案し、使用料の減免を行っているものであります。受益者負担の公平性・公正性の点で、施設間で異なっている減額・免除の取

り扱いが合理性を欠いているのであれば、その統一化を検討する必要があると考えております。

以上、赤尾俊春議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔20番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 20番 赤尾俊春君。

○20番（赤尾俊春君） 市長に御答弁いただきましたが、今回の質問は非常に大きくくりな質問で、今のお答えが非常に明確だったかなと思っておりますが、私もホームページで使用規則といったもの、また使用料等を見たんですが、非常にたくさんの施設があるということは今さらながら感じております。利用者の公平性が保たれるような減免の基準というものを設けていただくとありがたいかなというようなことを思っております。

特に近年、これは一つの例として挙げさせていただくわけですが、平田町にふれあいセンターという施設があります。そこを利用しておみえになった団体が、保育園の耐震工事のため保育園が使用するというので、集会に使う場所がなくなったということで、海津の庁舎の西側の施設を申し込みされましたら無料であったというようなことで、同じ目的なのに、一つの施設は有料、一つの施設は無料ということでありました。

そういうことで、「ひまわり」は無料で使えるということで、この辺、そういった基準はどういうふうなのかなという御質問がありました。私もホームページを調べる中で、そういった使用基準といいますか、無料になる基準も書いてありましたんですが、それが市民の皆さんにきちっと行き渡っていないというようなところもあるんじゃないかと思っておりますので、もう少し明確にといいますか、そういったものをわかりやすいようにしていただけないかと思っておりますが、市長がそういった形で御答弁いただきましたので、私は要望としてそういうお願いをしておきます。よろしく申し上げます。

◇ 山 田 武 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、1番 山田武君の質問を許可します。

1番 山田武君。

〔1番 山田武君 登壇〕

○1番（山田 武君） 議長のお許しをいただきましたので、中学校統合問題について市長にお尋ねいたします。

南濃町では、平成の初めごろより中学校統合問題についていろいろな検討をされてきました。しかし、過去には大きな失敗の例もございます。子供たちの健全な発達を望む中において、今後、このような失敗は二度と許されないことと思っております。

平成16年10月、南濃町中学校適正配置検討審議会において1校に統合する、また立地は城山中学校及びその周辺という結論が出されました。その後、3町合併により海津市になり、引き継がれたことと思います。しかし、南濃町の一部地域において立地に反対する住民らの署名活動が行われています。学校の立地が城山中学校周辺となっている点については決定しているのでしょうか。決定しているのならば、どのような経緯でそのようになったのでしょうか。いま一度お尋ねいたします。

また、署名運動がこのまま進行し、多数の署名が集められた場合、市としてはどのような対応がされますでしょうか。署名活動をしている人たちにおいても、もちろん統合は賛成ですが、立地について納得されていないようでございます。大半がこの形を占めていると私は思っております。

子供たちのためにも、地域のためにも、早急に解決されなければならない問題だと思えます。再度行政側より合併以前からの経緯を説明していただき、今後の市としての方針を明確にさせていただきたいと思えます。どのようなお考えでしょうか。

中学校統合問題について、私は再度お尋ねするというところでございますが、市長さん、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（西脇幸雄君） 山田武君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 山田武議員の中学校統合問題についての御質問についてお答えをいたします。

南濃町地内の中学校統合問題については、合併時に海津市は、旧南濃町から「中学校は1校統合とし、立地は城山中学校並びにその周辺が最適地である」との引き継ぎを受けております。海津市に引き継がれた結論につきましては、平成17年1月に南濃町内9会場で住民説明会を開催し、全会場で賛意を得た内容であると承っております。

この引き継ぎを受けて海津市教育委員会は、海津市内の中学校の適正配置について協議し、各学校の生徒数、伝統や歴史、施設の状況等から、当面原則として旧町ごとに校区を設定することと結論づけられました。

南濃町地内については、中学校の立地は、通学の利便性を最優先に考え、全町の距離的中央に近く、鉄道の利用も可能な場所が適当であり、また南濃グラウンドや南濃体育館等の社会体育施設活用の観点からも、将来、文教ゾーンとして形成可能で、地盤性状のよさや防災拠点としても、町の主要なゾーンに位置している城山中学校並びにその周辺が最適地であると判断された旧南濃町の中学校統合計画の内容を踏まえて検討されました。その上で、南濃町地内の各中学校の生徒数の状況、各学校施設の老朽化の状況を考えて、引き継ぎを受け

た南濃町地内中学校統合計画を早期に実現することが最も望ましいとの結論から、平成18年8月9日の教育委員会で「1校統合が最も望ましく、場所は城山中学校周辺が最適地である」と決定されました。昨年の8月14日、その旨、教育委員会から報告を受け、私も了承をいたしました。そして、同年8月21日に議会議員全員協議会に御説明申し上げ、この基本方針により中学校統合を進めることに御了解をいただきました。

次に、署名運動の対応についての御質問ですが、今回の南濃町地内中学校適正配置等の基本方針の原点は、旧南濃町の町民代表、学校関係者等から成る適正配置検討審議会で議論や協議がなされ、議会での報告や広報紙への掲載、町内9会場での住民説明会を経て、正式に南濃町から海津市に引き継ぎがなされたものでございます。

平成3年以降、紆余曲折がございましたが、南濃町の皆様の御尽力と御見識、次代を担う子供たちへの熱い思いなどにより、旧南濃町としてまとめられた結論である引き継ぎ事項を尊重してまいりたいと思っております。

この決定には、南濃町地域全体の住民の皆様を初め関係された多くの方々の、南濃町地内の子供たちによりよい教育環境を整えたいとの願いの結晶が込められていると考えております。この南濃町地域全体の住民と関係各位の思いを関係する皆様方にお伝えをし、私自身が出向いて御説明して、この方針を御理解いただくように努力をしております。

以上、山田武議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 1番 山田武君。

○1番（山田 武君） 市長さん、ありがとうございます。その経緯についてはよくわかりました。

それで、再質問の中において城山中学校周辺の決定ということにつきまして、どのような決定をしたのかということ、私、聞かせていただこうと思いましたが、今、大体のことはお聞きしましたので省略させていただきます。

また、南濃町南部はもとより海津市の一部の地域においても、統合には賛成、しかし、立地場所については反対という署名活動が今現在繰り広げられております。もちろん、私も南部の一人でございますが、南濃町時代、またその後、海津市になってからの説明不足から、また一般家庭へ声が伝わらなかったから署名活動が始まったのではないかと、私は今思っております。これについてはいかがなものでしょうか。

また、幸いにして署名活動の中においては、区長様方も参加していらっしゃる地域もでございます。いま一度、海津市として経緯と今後の基本方針の説明会の開催計画などはないものですかということをお尋ねいたします。

また、署名活動の中において、今後、署名が進むについて市の基本方針としてはどのように進められるのか。中断するのか、あるいはこのまま、今現在、城山中学校という形で進んでいけるのかということもちょっとお尋ねします。

特に南濃町南部地区におきましては、人口、あるいは戸数も市内10校下においては一番大きな地域ではないかと思えます。それにつきまして、行政で区長様方に経緯を事細かく説明していただき、その後、区長様より住民に説明していただいたらどうかと私は思っております。

また、ちょっと外れるかもしれませんが、今までと異なり新たな場所に学校を建設したり、あるいは用地を確保すると、どれぐらいのおおよその予算がかかるか、あるいはどれほどの年月を要するのかというようなことも含めて説明していただければ幸いかと思っておりますが、その点についてお尋ねいたします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども御説明を申し上げましたが、統合問題につきましては、南濃町時代に9会場で御説明をされ、そして御了解をいただいているという認識をいたしておりましたので、これで平成3年からなかなかうまくいかなかった統合がその時点で御了解をいただいていたという認識で私はおりましたものですから、そして市民の皆さん方から、統合はどうするんだと、早くやるべきではないかと、そういった御意見もいただき、この南濃町時代から引き継いだ事項を教育委員会の皆さんに検討していただきました。それが先ほど申し上げました昨年8月ということでございまして、そういった経過を踏まえてまいりました。

先生御指摘のように、まだまだ説明不足であるということであれば、私は先ほども申し上げましたけれども、まず一義的には子供たちがしっかり勉強できる環境をつくってあげたい。皆さん、きょう数字を、後で生徒数を申し上げても結構なんですけど、これは後でまた市民の皆さん方に御説明を申し上げたいと思えますが、どんどん数が減ってまいります。そういった子供たちが減ってきた環境の中で今の体制がよいのか、あるいは1校に統合して、そしてすばらしい教育環境の中で勉強していただくのがよいのか。それは、当然すばらしい環境の中で、お互いに競い合いながら勉強していただくのが最適であろうというふうに思っております。この一応決定を見た事項につきましては、先ほども申し上げましたが、いろいろな意味で説明会をさせていただきたい。お一人でも結構でございますので進めてまいりたいと思っております。

それから、先ほどの山田先生の御質問の中で統合には賛成というお話をお伺いしました。そのことに関しましては、大変御理解をいただきまして感謝をいたしたいと思っております。

そして新しいところに学校をつくりなさいということは、以前に旧南濃町さんで計画された計画では78億、これは土地代は別であります。ただ、これは学習会館か何かが入っておりますのでその分は減らしてもいいかと思いますが、あと土地を購入する金、そして道路をつくる金、さらには、現在、南濃町の中学生の皆さん方はサッカーが大変盛んでありまして強うございます。サッカー場をつくってほしいという御依頼も聞いております。そういった面積をさらに加味してまいりますと、相当以上のお金がかかるわけであります。私は、市民の皆さん方からお金に関しましては、できるだけあるものを使って、そしてその中で最高のものをつくっていただきたいと、そういう御指示であろうというふうに存じております。海津明誠高校は、旧海津高校と旧海津北高校がこの4月に統合いたしました。海津明誠高校は大変土地が狭うございます。その狭い土地を有効に使って新しい校舎と、そして情報等々の施設をきれいに建設されました。それは新しい土地を求めて建てたわけではありません。その中にきちっとおさめられました。そういったこともかんがみまして、今ある施設を中心に考えてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それと、あとは通学方法とか、そういったものにつきましては、またこれからいろいろ説明会をさせていただく中で市民の皆さんと話をさせていただきたいと思っておりますが、念のためにどれぐらい時間がかかるかということ、市の職員が境の県境から南濃中学校まで、境の県境から松山の駅まで自転車で行き、そして電車に乗って駒野でおいて城山中学校へ行くのにどれぐらい時間に差があるかというのを検討いたしました。そうしますと、3分か5分ぐらいの差しかないということでございますので、ぜひそのあたりのことも御理解を賜ればありがたいと思っております。

特に教育が一番大切なことございまして、私が市長になりましてから、例えば石津小学校の全面改築、耐震補強工事、そして校内LAN、こういったものをすべて市内の小・中学校は他市町に先駆けまして、すべて20年度で完成する予定になっております。一番教育分野にお金を注ぎ込み、そしてこの地域の子供たちがしっかり健全に育成されることを心から願っておりますし、また教育長さんの分野におかれましては学校支援、先生方の数も、他市から転勤してこられます先生方の御意見で、これほど充実している市はないという評価をいただいておりますように、教育に関しましては全力を挙げて、全力を傾注してやっているところでありますが、その先ほどの新たに土地を求めるといったことの経費と、そして今あるところを利用してやっていくということの必要性を、ぜひ御理解を賜ればと願っております。

このことにつきましては、議会が終了後、各区長さん方にも、また御説明に上がりたいと思っております。答弁になりましたでしょうか。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 1番 山田武君。

○1番（山田 武君） ありがとうございます。また今後、現在の署名活動が書面を変えて提出されるかと思いますが、またその節にはよろしく願いいたします。

反面、住民の中におきましては、場所はどこでも、いつでもいいが、とにかく子供を早く統合させてやってくださいという声も、再三私たちは耳にしておます。その人たちの思いも踏みにじるわけにもいきませんので、早急にこれも迷いのない形にさせていただきたい、またしなければならぬと私たちは思っております。また、書面におきまして、一人ひとりの重さをつけていただければなということも考えておりますので、ぜひとも今後、最後のお願いになると思いますが、地域においての説明をしていただきたいということも再度お願いいたしまして、質問にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

◇ 渡 辺 光 明 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、19番 渡辺光明君の質問を許可いたします。

19番 渡辺光明君。

[19番 渡辺光明君 登壇]

○19番（渡辺光明君） それでは、議長に許可をいただきましたので、海津市行政改革大綱の中身と進捗状況について市長さんにお尋ねをします。

3月に引き続き非常備消防の統廃合について再度質問をさせていただこうと思ひまして、市長の掲げる「行政改革大綱」と「集中改革プラン」に目を通させていただきました。

改革推進の実践項目の見出しで始まり、取り組み事項、取り組み内容、実施年度、担当部署、実施年度には21年までの5年間の実施スケジュールが掲げてあります。何が書いてあるかと申しますと、この改革に対して検討、導入、実施、現行、段階的に目指す改革は大きく分けて4分類になるかと思ひます。合併後3年目に入り、19年度欄には「改革」「実施」の文字が多く見られます。今日の現状を見ますと、実施されたのは、ほとんどが市民を初めとする弱者に負担をかける部分が多く見受けられます。一日も早く改革を実施されなければならない事柄が置き去りにされているようにも思われます。市民から多く聞こえてくる声の中に、少しぐらいの補助金をカットするなら多過ぎる職員の数をもっと減らしてはどうかと、まずそこから手をつけていただきたいとの声が非常に多く聞かれます。合併して一番市民の目につくところです。多少職員の手当を削減しても目に見えない部分でございます。市民は理解も納得もいかないのではないのでしょうか。したがって、行政・市民が一体となって、真の行革に取り組もうという意欲ある改革にはつながらないのではないのでしょうか。

再度申し上げますが、財政再建のためにも改革の本丸である職員の早期退職制度の導入を取り入れることで、市長の本気とやる気を見せていただきたいものです。

その他、事業の見直しで幼保一元化について、改革大綱には検討、20年には実施となっていますが、進捗状況はいかがでしょうか。また、公立だけの幼保一元化を考えておられるのか、公立・私立も含め適正配置による幼保一元化を考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

冒頭に触れさせていただきましたが、非常備消防の再編とありますが、統合も含めて検討をされているのか、また実施されようとしておられるのか。なかなか進まないところを見ると、検討する行為こそが実施とってみえるのではないのでしょうか。改革を実現・実施するための手段こそが検討ではないのでしょうか、お答えください。

以前にも申し上げましたが、ケーブルテレビによる議会本会議の中継の実施を検討してはと、去年の3月、一般質問で提案させていただきました。改革プランの中では18年度検討と記されていますが、いつ、何回検討されましたか、結果は出ましたか。これは議会での問題でございますが、そのことについて、市長、何らかの御報告を受けておられますか。

最後になりましたが、実施に向けて立派な行政改革大綱プランをまとめていただいておりますので、無駄にすることなく、計画に基づいて、すべてバランスよく進めていただくことをお願いを申し上げて、質問を終わります。

○議長（西脇幸雄君） 渡辺光明君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 渡辺光明議員の海津市行政改革大綱の中身と進捗状況についての御質問についてお答えをいたします。よく質問をしていただけたと感謝をいたしております。

行政改革大綱及び集中改革プランは、平成21年度までの5年間を期間として平成18年3月に策定し、これに基づき行政改革に取り組んでおります。集中改革プランの平成18年度中の進捗状況を示す進行管理表をこのほど作成し、6月18日に行われた行政改革推進懇談会に報告したほか、あすの議会議員全員協議会においても説明をさせていただくことになっております。

まず職員数の件でございますが、議会議員全員協議会の折にも御説明をいたしておりますが、この集中改革プランでは5年間で27名職員減を目標と掲げておりましたけれども、19年4月には30名の職員を減らしております。将来的には職員定数をさらに減らしまして、第2次定員適正化計画を今年度中に策定してまいります。

また、職員みずからというお話がございました。この市になりましてから特別勤務手当の見直しを行っておりますし、さらには日帰り出張費は禁止いたしております。このように努力もいたしておることも御理解をいただければと、お願いを申し上げる次第でございます。

そもそも海津市における適正な職員数は何人かということでございますが、総務省が示し

ている定員管理診断表に従って他の類似する自治体との比較を行っており、本年4月現在の職員数で比較しますと、水道事業、下水道事業及び介護施設事業等の公営企業会計を除いた類似団体の普通会計職員数は511名であり、職員数420名の海津市は91名少ないこととなります。類似団体との比較ではこのような状況にありますが、今後も指定管理者制度の導入、外部委託、職員の資質向上等により、さらにスリム化を図ってまいります。

また、早期退職制度につきましては、一般的に給与の高い高年齢職員の自発的な早期退職を促すことができ、それによって職場の活性化と人件費の削減を図ることができるというメリットがある反面、割り増し退職金の支払いなど、一時的にしる相当の財源措置が必要となるとともに、上司、同僚など個人も含めて本人の自由意思が完全に保障される必要がありますので、結果として優秀な人材だけが退職するという懸念があります。また、実際に早期希望退職制度を導入している自治体でも、希望退職に応募する公務員はそれほど多くないようでありま。

こうしたことから、早期退職制度の導入については、以前にも御説明を申し上げましたが、本市では定年退職者が平成18年度15名、平成19年度16名とピークになってまいりますので、別途財源措置を必要とする早期退職制度を取り入れなくても職員の減員は十分可能であると考えております。

次に、幼保一元化の進捗状況につきましては、議会・保護者等の代表者で構成する幼児教育・保育検討委員会及び幼稚園教諭、保育士、行政職員で構成する幼児教育・保育検討プロジェクト委員会を平成18年度に立ち上げて、就学前教育、保育の現状把握や市の方向性等について検討をしていただいております。

幼保一元化の実施は、19年度内に就学前教育、保育の基本方針を定めるとともに、幼児教育振興計画を策定し、20年度に諸条件の整備を進め、21年度にできるところから実施してまいります。

また、私立の保育園も含めて幼保一元化についての御質問ですが、対象となるのは市立の幼稚園・保育園であります。私立の保育園の状況を前提にして、また連携を図りながら市立の幼児施設の適正な配置を検討してまいります。

次に、非常備消防の再編及び統廃合についての御質問ですが、現在、消防団と消防本部で再編検討委員会を設置し、安定的な団員確保のため、活動実態を踏まえた団員の処遇改善策、機構組織の見直し等を鋭意検討いたしております。消防団は、本市の安全・安心のための中核的存在でありますので、この消防力を低下することのないよう整備を図ってまいります。

次に、ケーブルテレビによる議会の中継についてのお尋ねですが、このことにつきましては、議会において先進市の御視察、議会運営委員会及び議会議員全員協議会において十分御

検討され、時期尚早との御結論を出されたことは伺っております。本会議等のテレビ中継につきましても、まず議会で御検討をいただき、その結果、実施するという決定をされれば、即座に市もその媒体を含めた方法や予算措置について協議をさせていただきます。

最後に、行政改革につきましても、これまでも真摯に取り組んできたところですが、今後、より一層の推進に努めてまいります。

以上、渡辺光明議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔19番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 再質問について、二つに分けて質問をさせていただきたいと思います。

最初に質問をさせていただく部分というのは行政改革大綱のところでございますが、そこの中の職員の早期退職制度の導入についてを、まず1回目の質問とさせていただきます。

市長さん、さっきから言葉の中に、職員の数を減らすのは職員の退職の中で対応していくというような御発言もあったように思います。説明の中で、早期退職制度を導入すると、多分定年前の何年間、給料の高い人の部分の優秀な方が早期退職制度を使われていくんじゃないかというような御発言もちょっとあったように思うんですけども、それじゃあ、早期退職制度を使われなかった職員の方は優秀でないということですか。これはちょっと職員の方に失礼な話じゃないですか。そんなことをちょっと思いました。

私は、早期退職制度の導入をして、即座に退職者を募れというようなことは決して声を大にして言うつもりはございません。行政は行政のやり方もあるだろうし、事情もあるかと思えます。ただし、その制度をひとつ海津市も条例でつくって選択肢を広げてあげてはいかがですかと、こういう部分が非常に大事なところではないかなと、そんなことを思っております。市長さん、その点だけお答えをいただきたいと思えます。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 今、優秀な人でない、優秀な人であるというお話がございましたが、それは現実に起きてから話があるわけございまして、今そのことに対して御答弁することはできないというふうに思っております。

それと、先ほども申し上げましたように「団塊の世代」が、この言葉はいい言葉か悪い言葉かは別といたしまして、そのときから始まりまして、先ほども申し上げましたように、毎年、海津市では15名から20名の間で退職者がここずうっと続きます。その中で、あえて今こういう財政的状況の中で、別途そのお金を積んでその制度をつくるといったことが必要かどうかという判断であろうと思っております。例えばそういう判断の中で、16名定年退職さ

れまして、新規採用は本年度は4名募集いたしておりますけれども、そういった中でスリム化を図ってまいりたいと、このように考えているところでございますので、どうぞ御理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 先ほど制度をつくれという御質問の中にあつたんですが、先般の議会の一般質問とか全員協議会の中でも十分御説明いたしておりますように、海津市については岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しております、その中に制度がございます。先般のときにも御説明しましたように、勤続25年で45歳以上から勧奨退職制度というのがありますので、それによりますと、原則1年に対し2%の割り増し賃金で退職手当を計算するわけでございます。仮に40万の給料をもらっておる職員が50歳で退職した場合、普通退職と勧奨退職の差で市から余分に割り増しの負担をしますのは、勧奨退職で計算しますと、30年勤続として40万の割り増し賃金が50歳ですから20%割り増ししなきゃいけないということで、それを考えますと2,470万円に推定なるわけでございますが、この方が自己都合で退職すると1,650万ということで、その差が820万円になるということで、その部分を市で特別負担をしなきゃいけないということでございます。

定年等の退職の場合は、従来から積み立てております組合の費用でもらえますので一切の負担はないということであります。ただ、岐阜県市町村職員退職手当組合の中にそういった制度がありますので、あとはその制度を海津市が適用するかどうかという判断だけでございます。それは先ほど市長が御説明いたしましたように、海津市の適正である定員、類似団体と比較しますと約91名少ない団体でもございますし、それから給与的に考えますと、これも御承知かと思いますが、「プレジデント」という雑誌の中で2年連続、全国で約800以上の市があると思いますが、そこで最下位の給与の市の職員でございますし、岐阜県は42市町村ありますが、これは市も町も村も入れた中では下から三、四番目の給与水準でございますので、決して海津市が職員が多くて人件費が高いというもんじゃございません。そういった段階から緩やかに職員を減らしていこうというのが定員適正化計画でございますので、一度にそういった早期退職制度を設け、そういった方が応募されることがあったとしても、大量になりますと事務の継続性、それから長年培われましたノウハウ、そういったものは急激に引き継ぐわけではございませんので、緩やかに減少させながら引き継いでいきたいという考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔19番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 19番 渡辺光明君。

○19番（渡辺光明君） 行政がどういうスタンスでやりたいんだということは伝わってきます

。先ほども申し上げましたように、早期退職制度をつくって、即やめる人を募るというようなことは決して私も思っておりません。だけれども、これはどこの合併した市町村を見ましても、一番代表的な高山市なんかは合併と同時に早期退職者を募ったということがあつたわけなんですけれども、どこでも合併と同時にやることではなかつたのかなと。その合併協議会の中でも、そういう退職者制度をつくれというような話し合いがあるべきではなかつたのかなと、そんなことを思っております。

自分の身を自分で切るというというのは、なかなかこれはできることではございません。話ではできてもなかなかできません。しかしながら、議会においては合併当初40名の議員を20名にしました。20名にする必要は、決して全然ありませんでした。しかし、20名にしました。最近いろんな話が出てくる中で、ちょっと20名は多くないかと、まだ5人ぐらい減らしたらどうやという話もちらほら聞こえてくるわけですね。そうすると、議会の人たちも自分の体を自分で切ることになるんですね。合併当初から考えれば62.5%ぐらいの削減になるわけなんです。片一方で、そういう自分の思いとは裏腹であろうがなかろうが、結果的にそんなような状況で前へ進んでおると。一方、行政の側にしてみればどうなんでしょうね。先ほども定年退職で職員の数はどんどん減らしておるんだと、これで行けばちゃんと計画はもう既に達成してしまつて、それ以上削減は可能だというような、いつもそういう説明があるんですけれども、確かに職員の数は減つてまいりますが、一方でパートの人をふやしていくと。結果的には全体の人数というのは、あまりそう市長が主張するほど減つてないんじゃないかなと、こんなことも思います。

ここのことで4点、きょう聞きたいんですけど、3月の議会で私はちょっとテンションが上がり過ぎました。きょうはこの辺でやめますが、ひとつそこら辺、本当に真剣に考えてくださいよ。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私は先生のおっしゃることは理解ができるわけですが、公務員という法律の壁もあるということでもあります。

それから、ふだん考えていることを少し聞いていただければと思いますが、今、海津市の予算編成は、基金を取り崩し、起債を立ち上げて予算編成をいたしております。渡辺先生も議員の先生で、我々は説明をいたしておりますので、どれだけ職員を減らしたらその部分がそういうことをやらなくて済むのかと、あるいはどれだけ事業を減らしたら現行の体制でできていくのかと、あるいは一人の職員が二つ、三つの仕事ができるようになりましたら、さらに能力を高めて六つ、七つできるようになればできるようになるのかと、それはふだん、私は行政改革の集中プランを手元に置きまして、どの方法が一番賢明な策なのか、一生懸命考えながらさせていただいているところであります。

先ほど高山とか、あるいは郡上とか、ほかの合併した町のお話をなさいましたが、あちらは職員が合併して何人になられたか、先生御存じでしょうか。相当な数の職員数がおります。海津市の場合は3町で合併をいたしました。先ほど議員の先生のお話も出ましたけれども、行政側も首長さんが3人いらっしゃいましたのが1人になりましたし、それから助役制度も収入役制度もなくなりまして副市長制度になりました。そういった努力もさせていただきながら、早く入ってくる金と出ていく金と一緒にするような予算編成ができるように不断の努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） しばらく休憩をいたします。

（午前10時23分）

○議長（西脇幸雄君） 再開をします。

（午前10時40分）

◇ 浅井まゆみ君

○議長（西脇幸雄君） 13番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔13番 浅井まゆみ君 登壇〕

○13番（浅井まゆみ君） 議長のお許しをいただきましたので、2点にわたって質問させていただきます。

今回は6月ということで環境月間でもあることから、環境問題について2点質問させていただきます。

まず初めに、地球温暖化防止対策についてでございます。

近年、地球温暖化の影響とされる猛暑や洪水、干ばつなどの異常気象が世界各地で頻発しています。京都議定書は、このような被害を食いとめる唯一の国際的取り決めであり、二酸化炭素などの温室効果ガス排出削減を義務づけるものでございます。1990年の排出量を基準として、我が国では6%の削減を2012年までに達成するよう義務づけています。しかし、先日の報道によりますと、2005年の排出量は7.8%増となっており、極めて厳しい状況です。このまま温暖化が進んで地球の気温が上がっていくと、海面の上昇、気候の変化、洪水や砂漠化、台風や集中豪雨などさまざまな問題が起き、太平洋の島々では国土そのものが水没してしまう危険さえ指摘されています。

また、地球温暖化は世界的に気象異常をもたらし、動植物や農作物に影響を与えています。このかけがえのない地球を守るため、今、私たち一人ひとりが身近な家庭でできる地球

温暖化防止対策を考える必要を強く感じます。私たちの生活から直接的に排出されるCO₂の量は、日本全体の総排出量のうち約2割を占めており、CO₂削減の取り組みにおける各家庭の努力は不可欠となっております。例えば、料理をしたりお風呂を沸かすときにガスを使いますが、ガスの燃焼によってCO₂が出ます。テレビや冷蔵庫など家電製品の利用には電気が必要で、火力発電所からCO₂が出ます。車に乗るとガソリンの燃焼でCO₂が出ます、というように地球温暖化の原因が家庭からも出されています。

今、本市では循環型社会に向け、エコドーム建設など市を挙げて取り組んでおりますが、それとあわせて地球温暖化防止対策にも積極的に取り組む必要があると思いますが、いかがでしょうか。海津市環境基本計画の中にも「地球温暖化対策の啓発活動を推進します」とあります。

そこで、提案します。市独自の環境家計簿を作成し、各家庭に配布し、市民レベルで環境問題を考え、地球温暖化防止対策に取り組んでいってはどうでしょうか。

また、市としては、今、クールビズなど軽装運動に取り組んでおられますが、これから取り組んでいかれることがあればお聞かせください。

次に、農薬の空中散布を中止し、有機農業の推進をについてでございます。

有人ヘリコプターによる農薬散布は、人間や環境に対する悪影響が懸念されるため年々減ってきており、現在実施しているのは47都道府県の中で10都道府県で、県内では我が市を含む3市町だけであります。地上散布に比べ空中散布に使用される農薬は、有人、無人、いずれも濃度が高く、微粒化して散布するところから飛散しやすく、気化、漂流して広範囲を汚染すると言われております。

さて、昨今、環境ホルモンを初め化学物質過敏症、有機燐農薬による健康被害などがクローズアップされ、さまざまな議論がされるようになりました。子供は大人に比べて環境中の有害物質にさらされやすく、体が成長途上で有害物質の代謝、解毒、排出の機能が十分ではなく、環境リスクの影響を受けやすく、年々深刻化するぜんそくの関係、アレルギーの関係、化学物質過敏症などの健康被害の増加について懸念されています。化学物質過敏症とは、微量の化学物質の長期間における体内摂取により体の耐性の限界を超えてしまい、ある時期により急に微量の化学物質に暴露するだけで体調異常の症状を引き起こすもので、農薬の空中散布や排気ガス等の大気汚染、防虫剤や殺虫剤、また塗料や接着剤等に含まれる化学物質による室内汚染、食品の残留農薬などによってアレルギーに似た症状や情緒不安、神経症、行動過多を引き起こすものとされています。知らず知らずのうちに人体に有害な物質を大気中から取り込んでいるとしたら、これほど恐ろしいことはありません。

最近では、微量の農薬による健康影響を指摘する研究報告が欧米で相次いでいます。空気中の微量の農薬成分といえども、長期わたって吸入すれば健康を害する可能性があることは

以前から指摘されています。実際に市内の方の中に、因果関係はわかりませんが、目まいや吐き気、またパニック症候群などの症状を訴えておみえになる方があります。市長も御存じのとおりかと思えます。因果関係や結果が明白になってからでは手おくれになってしまう問題については、予防原則の考え方で対処すべきではないでしょうか。人災と言われるアスベストのように何か起きてからでは遅過ぎます。

また、昨年12月、有機農業推進法が制定されました。御存じのとおり有機農業は、化学肥料、農薬を使用せず、遺伝子組みかえも利用しない農業で、食の安全を図るだけでなく環境に優しい農業です。自然と調和して土壌をも肥えさせ、持続的な農業経営を可能にする理想的な農業でもあります。

そこで、子供たちや市民の皆様の健康を考え、農薬の空中散布を中止し、環境に負荷の少ない有機農業を積極的に推進してはいかがでしょうか。

以上2点、市長の御所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の地球温暖化防止対策についての御質問ですが、二酸化炭素の増加した原因の大半が車による運輸部門と家庭等による民生部門であり、産業部門の排出量はほとんど増加していないと考えられております。このことから、地球温暖化防止には身近な家庭生活からの二酸化炭素の削減対策が重要であると認識をいたしております。

議員御提案の環境家計簿は、家庭で毎月使用する電気・水道・ガス・ガソリン・燃えるごみなどの量に二酸化炭素の排出係数を掛けて家庭での二酸化炭素排出量を計算するもので、地球温暖化防止対策の一環として有意義なものであります。同時に、生活の無駄を省くことで家計負担を減らすこともできると考えられております。簡単にできる環境家計簿の作成方法を広報紙やホームページに掲載し、啓発を図ってまいりたいと考えております。

現在推進しておりますクールビズに続き、ライトアップ施設の電気を消灯するブラックイルミネーションの参加、冬季にはウォームビズの実施、年間を通して節電対策、車のアイドリングストップ等をさらに推進してまいります。

いずれにしましても、地球温暖化防止対策を進める上で重要なことは、生活の中でできる限り資源・エネルギーの無駄遣いを排除し、再利用やリサイクルを推進していくことが大切であり、市においては、その拠点施設であるエコドームを、議員並びに地域の皆様の御理解を得ながら整備させていただきたいと思っております。

2点目の、農薬の空中散布を中止し、有機農業の推進についての御質問ですが、食生活の

多様化、食品に対する安全・安心に対する社会的関心が高まる中で、昨年5月29日から食品衛生法に基づくポジティブリスト制度が施行され、農薬取締法による残留基準のほかに、人の健康を損なうおそれのない量として0.01ppmという厳しい基準が一律設けられ、その基準を超えた農産物等は流通が規制されることとなりました。

こうした中、水稻の有人ヘリコプターによる空中防除につきましては、海津市におきまして17年度は3回、2,227ヘクタール、18年度は1回で495ヘクタールで、防除回数と面積を減らしてまいりました。19年度計画は1回で400ヘクタールと、さらに減少させてまいります。

また、散布方法として、民家や畑などから50メートル以内の干渉地帯では無人ヘリや飛散しにくい粒剤などの農薬を選び、地上防除にて実施をしております。なお、有機燐農薬は、平成16年度より使用しておりません。

現状では、大規模水田地帯で担い手の経営安定、コストダウンを図る上で病害虫による被害を適切に抑制し、効率的な防除対策を行うには空中防除は必要と考えております。

今後、水稻の有人ヘリによる防除は、海津市植物防疫協会において農家経営と地域住民の安全を考え、最善の対策を検討してまいります。さらに安全対策としまして、広報紙への掲載、同報無線などによる事前周知に努めてまいります。

一方、有機農業は、化学肥料、農薬を減少させて環境への負荷をできる限り軽減する農業生産の方法であります。また、消費者の食糧に対するニーズが高度化し、かつ多様化する中で、消費者へのニーズに対応した農産物の供給に資する取り組みは必要であると考えております。本市では施設園芸農家を中心に取り組まれており、農薬・化学肥料をそれぞれ30%以上削減するぎふクリーン農業を、今後は海津市の主たる農産物生産者により一層推進するとともに、畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型による有機農業もあわせて推進してまいりたいと考えております。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 13番 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） まず地球温暖化対策についてでございますが、県においても2010年度までに6%削減することにしており、環境家計簿をつくる家庭を募集しておるということで、この間、広報紙において「もったいない家族」を募集しておるという記事が載っておりました。もしわかっておれば、我が市内で募集に応募している世帯があれば教えていただきたいと思っております。

また、この6%削減するには、1世帯当たり年間50キロのCO₂を減らす必要があるとさ

れております。環境家計簿をつくる時に、その具体的な数値を書きいただき、例えば1時間テレビを消せばどれだけのCO₂が減るとかという具体的なことを示していただき、取り組んでいただくことが大切ではないかというふうなことを感じます。

また、企業、スーパーなどにおける推進もお願いしたいと思います。スーパー等においては、レジ袋削減、マイバッグ持参などの推進を積極的に推進しているスーパーもごさいますが、まだまだそういうところまで至っていないスーパーもあるように思うのでごさいます。また、個別包装、過剰包装を減らすなども行政として推進していただきたいと思ひます。

まずこの点、よろしくお願ひします。

○議長（西脇幸雄君） 水道環境部長 舘尋正君。

○水道環境部長（舘 尋正君） 1点目は市内のエコファミリーの関係だと思ひますが、市内では今のところごさいません。18年度、県内で申しますと、4市16団体で95世帯の方が登録されている状況でござひます。

あと、削減とかレジ袋の関係でござひますが、いろいろPRされて、それぞれ御存じかと思ひますが、スーパーにつきましてもヨシヅヤさんは、本店でもう既に実施してみえまして、きょうから海津平田店でやられるというようなこともお聞きしております。企業に対しても、いろいろ商工会等にもお願ひしてやっておりますが、いずれにしましても、御存じのように各御家庭、それぞれの自覚が大切なこととごさいますので、それぞれの御家庭でもよく御判断いただきまして、何とか御協力をしていただきたいと思ひております。以上でござひます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ござひますか。

〔13番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 浅井まゆみ君。

○13番（浅井まゆみ君） 次に空中散布についてでござひますが、ただいまの答弁では、有人ヘリ、無人ヘリ、どちらにつきましても検討というふうな判断でよろしかったでしょうか。有人ヘリにつきましても、ぜひ本年度において中止をしていただきたいと、再度要望いたしたいと思ひます。本当に環境に悪い、市民の健康に悪いということとごさいますので、即刻中止を求めたいと思ひております。

また、公園や街路樹等の樹木などの消毒をする際に、付近の住民などへの周知徹底はされているのでしょうか。そちらの方が子供たちが直接手に触れることが多いかと思ひますので、その辺の周知徹底もしておられるのか、その辺をよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 浅井先生のお話は、私も薬剤師でありますので大変よく理解ができるわけであります。そういうことで、この17年度、18年度、19年度と回数と面積を減らしてまいりました。先生も御存じのように、この地域は農業が非常に盛んな地域でありますし、岐阜県のほかのところと違いまして大変面積も広うございます。そういったところを適宜必要に応じて消毒しなくてはいけないということも出てくるわけであります。そして、この空中散布と無人ヘリとは、また費用の点につきましても3倍ほどかかるということであります。そういったことを勘案しながら、実はどういうやり方ができるのか、岐阜県の農政部とJAさんと、市も入りまして、できるだけ先生の御要望にこたえることができるように努力をしてみたいということでございます。

これはすぐにやめろということになりましても、対応策が追いつかないわけであります。例えば、人に農薬を田んぼで暑い中まいてもらうのか、そういう対応策をまず考えてから次の方法を考えなくてはいけないと思っております。基本的には先生の御趣旨を尊重しながら進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

あとは大倉部長の方から答弁させます。

○議長（西脇幸雄君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） 街路樹や景観樹木の防除等を行っておるわけでございますけれども、農薬の選定については十分留意をしておるつもりでございます。その中で周辺住民への周知等につきましては、住家が立て込んでおるところ、あるいは影響の多いところにつきましては、各自治会、あるいは区長さん方をお願いをして周知いたしておりますのと、地域によりましては回覧板を回していただくとか、そういった掲示をしていただくというようなことも行っております。

いずれにしても、防除回数を極力減らしていければというふうに思いますけれども、やはり地元等の要望があれば、それに十分おこたえができるような体制を整えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、10番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

〔10番 飯田洋君 登壇〕

○10番（飯田 洋君） 議長のお許しをいただきましたので、私は企業誘致について積極的取り組みをとしまして市長にお尋ねをいたします。

本年度の予算において厳しい財政事情を反映し、一般会計においては基金繰入金が26億1,800万円と、歳入予算の17.2%を占めています。平成18年度末において基金残高は69億

9,275万6,000円であります。本年度においては国営長良川用水土地改良事業負担金の繰り上げ償還分11億6,800万円を含む特別な状況がありますが、基金の減少に変わりはありません。今後も下水道事業ほか特別会計への繰り出しや、喫緊の小・中学校、幼稚園、保育園の耐震補強工事や、統合・一元化に関連する経費等が見込まれます。指定管理者制度の導入や行政改革集中改革プランに基づく取り組み等、経費節減による財政の適正化を推進していきますが、行く行くは予算規模の縮小や事業の延伸が余儀なくされるのではないかと思います。

そこで、長期展望に立った地域振興、財源の確保の面から積極的な企業誘致活動を求めます。総合開発計画にも「環境との共生に配慮した企業誘致を進めます」とあります。市には、企業立地促進条例ほか、立地企業に対し税制面、雇用面において優遇措置を盛り込んだ条例が制定されておりますが、最近適用事例はほとんどないと思います。幸い、近々買収予定の海津町本阿弥新田地内の約5万4,000平米の土地は、以前は企業が買収した土地で、それなりの用途の公算があったものと思います。私は、地理的・地の利の面からも国道258号線に近く、現在は同国道の全線4車線化や、海津市と愛知県をつなぐ新架橋建設工事の要望を強力に進める中、企業にとって将来性のある土地であると思います。同土地は、埋立地との経緯から今後2年間の監視期間を要するとのことですが、当面は多目的広場として利用するとの計画であります。法律面や道路、あるいはライフラインの整備等でクリアしなければならない面が多々あると思いますが、工場団地等として位置づけ、企業立地への条件アップも図り、積極的に企業誘致に取り組んではどうかと思います。

また、土地利用の見直しを図り、農村地域に溶け込む工業等の導入に向け、新たな農村地域工業等導入促進法に基づく計画の策定にも取り組んではどうかと思います。市長の今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の企業誘致の積極的な取り組みについての御質問にお答えします。

企業誘致につきましては、市長にさせていただいたときから、市税の増収を図るため企業誘致担当者の配置をいたしましたし、企業立地促進条例を制定し、積極的に取り組んでまいりました。

今後も、お尋ねのように市総合開発計画に基づき、新たな企業用地の確保と誘致活動を積極的に展開してまいりたいと思っております。

企業立地促進条例に基づく優遇措置は、海津地内に進出した1社に適用し、また今年度中

に1社適用する予定であります。さらに、南濃地内に進出する企業についても、農村地域工業等導入促進法に係る海津市固定資産税の特例に関する条例を適用する予定であります。

なお、企業あっせんの申し出については、随時企業に紹介をいたしております。

御提案いただきました海津町本阿弥新田地内の土地につきましては、当面、多目的に利用できる広場と考えており、2年間の監視期間を経て土地利用計画を決定してまいります。

また、市全体の土地利用計画と企業誘致の調整の中で農村工業導入法に基づく企業誘致についても、土地状況と道路等の基盤との調整を図りながら企業誘致を推進してまいります。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） まず第1点目の、買収土地での工場団地への位置づけでございますけれども、先ほどの近々に買う土地につきましては多目的な用地にということでございますけれども、この2年間の監視期間がありますけれども、2年ぐらいはすぐたってしまうと思います。1億三千五百数万円の資金を投入する買い物をするわけですから、2年先ぐらいは確たる目標を持ってひとつ当たってもらいたいと思います。ぜひこういった団地への取り組みをお願いしたいと思います。

それから、最近の農業情勢を見ますと休耕田等が目立ちますけれども、そういった意味から、ぜひ農村地域工業等導入促進法による団地を新たに選定して、こういった工場団地の取り組みをお願いしたいと思います。

また、積極的な企業誘致の取り組みとして質問させていただきますけれども、一昨年的一般質問の折に他の議員が優良企業の誘致、雇用の場の創設に対する質問をされておりますが、その回答としまして、「あらゆる機会を利用し、有利な点をPRし、企業誘致に力を注ぎます」という答弁がございました。そこで、これまでに具体的にはどのようなPRをされてきたんでしょうか。それと同時に、他の市町と比べて有利な点、これもどのような内容をPRされてきたのでしょうか。この点についてもお尋ねをいたします。

それから、立地条件が特別によければ企業がこの海津市に目をつけてくれますけれども、それでも積極的なPRをしていかなければ、ただ来てくださいと待っているだけでは他の市町に越されてしまいます。過去、平田町におきましては、企業が土地の下見に来庁されるときには、資金の関係から、必ずと言っていいほど金融機関の方を同行されたことから、工場団地のPR資料を相当数の金融機関に依頼文書と一緒に配布したことがございます。また、電力会社等につきましては、電力需要の計画から企業の動向を早くから把握しております。そういった面から、こういった情報も電力会社にも送付をした覚えがございます。

これからは一つの方法でインターネット、海津市のホームページを利用して団地や優遇制度の紹介、案内をしていったらどうでしょうか。また、商工会、企業連絡協議会、あるいは土地改良区等とも連携をし、民間の情報の提供や募集も行い、空き工場、また空き店舗、こういったものの公表、また保有地の有効利用といたしますか、売却処分の状況なんかも提供してはどうかと思います。こういった積極的なPRが必要と思いますが、こういったものの導入についてお考えをお尋ねしたいと思います。

これまでの具体的なPR、あるいは他の市町と比べて有利な点とはどのような内容か。それから、インターネット、あるいは海津市のホームページを利用した積極的なPRの導入について、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） どういう積極的な取り組みをしてきたかと御指摘でございますが、先ほど申し上げましたように、企業誘致担当職員を1人置きまして、県庁、あるいは名古屋の事務所とか、そういうところに足しげく訪問させていただき、そしてこの海津市にある企業も訪問させていただく中で本社誘致もできないかといったことを取り組んでおりますし、私も東京へ行くたびに東京事務所で岐阜県の企業誘致担当者をお願いを申し上げながら進めているところであります。

そして、どのような利点があるかということでございますが、この海津市は愛知県、三重県との県境にございまして、そういった意味では、例えばある会社の社長さんが名古屋から来て、こんなに海津市庁舎は近いのかと、見直したと。厚木の方に工場を出そうと考えていたけど、こちらの方も検討してみようかというようなお話もございました。そういった点を積極的にアピールしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

さらには、先ほど議員御指摘のように東海環状ができますし、あるいはそのほか新橋等々の道路整備が進めば、さらにこれに拍車がかかるのではないかと考えております。

ただ、残念ながら、現在も10ヘクタールとか16ヘクタールの工場を計画していると、どこかいい土地がないかということで、実は県の東京事務所の方からも連絡が参ります。残念ながら、海津市にはそういった今提供できる土地がないということで、議員御指摘の土地とか、それからほかの今ある土地の御案内を差し上げております。しかしながら、御依頼があった会社の方からの企画に合わないということになっているんだろうというふうに思います。そういったことを含めまして、議員の先生方、あるいは市民の皆さん方の御理解をいただいて、この農村地域工業等導入促進法に基づく企業誘致、こういったものを基本からやってみてまいりたいというふうに考えております。

海津町さんが姉妹都市を結んでおられました国分市は、姉妹都市を結ばれたときは3万人、海津町さんが1万6,000人ぐらいでございました。その後、鹿児島空港が近くにできる

ことによりまして京セラとかソニーとかトヨタ車体とか、そういう会社が進出いたしましたら6万人の市になりました。その国分市が今度周りの6町村と合併をされまして、鹿児島で2番目の霧島市と、12万人の市になりました。いかに企業誘致が大切かということは理解をいたしているつもりでございまして、そのことにつきましても、議員各位、そして市民の皆さん方の御理解がないと進まないわけございまして、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 先ほど質問しましたインターネット、海津市のホームページを利用した積極的なPRの導入について、そういったものにこれから取り組んでいかれるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、これは要望かと思いますが、先ほどの5万4,000平米の土地については2年間の監視期間がございまして、早く確たる目標を定めて事業に取り組んでいただきたいと思えます。

以上、最後のインターネット、あるいは海津市のホームページを利用して、先ほどの名古屋に非常に近い、そういった地の利を生かした海津市の有利な点を積極的にPRして企業誘致に取り組んでいただきたいと思えます。こういったものの導入について、今後のお考えについて再度質問をいたします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 私も飯田議員と同様にそういうことをやりたいと願っております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、来ていただいて土地を提供する場所がないと、16ヘクタールとか10ヘクタールとか、もう少し小さければ可能性があろうかと思えますが、そういった意味で、もう少しこちらの方で整備をさせていただいて、そういう方向づけもしてまいりたいと思っております。

幸い岐阜県の土地開発公社が、今までは中濃、東濃の方に大きな企業団地をつくってまいりました。西濃の方には今までそういうことがございませんでしたので、応分に協力していただけるとい話も承っておりますので、いろんな部門で先生方に御相談を申し上げながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇ 堀 田 みつ子 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、2番 堀田みつ子君の質問を許可します。

堀田みつ子君。

〔2番 堀田みつ子君 登壇〕

○2番（堀田みつ子君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いましてお尋ねします。

1項目として、後期高齢者医療制度についてお尋ねします。

来年4月から実施される後期高齢者医療制度は、75歳以上の人すべてが加入する保険制度で、実施は県単位の広域連合で行われます。この制度では高齢者を医療から締め出してしまふ懸念があり、日本共産党は高齢者の命と健康を守る立場から反対をしてきました。しかし、規約制定、広域連合議員も決まり、制度も実施されるわけでありますので、しっかりとした対策を求める立場から質問を行います。

海津市の高齢者は5人に1人強の割りで、今後さらにふえると予測されていますけれども、75歳以上の後期高齢者の人数はどのようになっていますでしょうか。

また、現在、社会保険の扶養者になっていて保険料が今までは無料であったのに、この高齢者医療制度が実施されるために平均で月3,100円の保険料が負担増となる方もあります。こうした方は激変緩和措置で2年間は半額とされるようではありますが、しかし、2年たてば全額支払わなくてはなりません。その人数はどれくらい見込まれていますでしょうか。

さらに、こうした保険料は年金の額が月1万5,000円以上であり、介護保険料と合わせ年金の半分の額までであれば年金から天引きされるといった徴収方法がとられます。そして、後期高齢者が医療を受ければ受けるほど保険料が高くなるという大変な問題も抱えています。その医療も後期高齢者の診療報酬は別立てとなり、高齢者の心身の特性にふさわしい報酬にするというのが政府の言い分ですが、これまでもっともらしい言葉が使われながら社会保障が切り捨てられてきたのが現状ではないでしょうか。高齢者の検査や治療の報酬を定額にし、手厚い治療をした医療機関ほど減収にすることも検討されているといます。これでは、必要な検査や治療ができなくなるおそれがあります。複数の病気を抱えている高齢者が元気に過ごすことができるように、手間もお金もかけることが必要です。

後期高齢者医療制度の実施主体は、住民とのかかわりが薄い広域連合で保険料や財政方針、給付計画などを決定していきます。高齢者の所得実態を知る一番身近な市として、保険料の減免、医療費負担の減免などの対策をとることが必要ではありませんか。どのような対策をとられるのか伺いたいと思います。

さて、高い保険料になると言われているにもかかわらず、保険料を滞納した場合には短期保険証や資格証明書の発行になると聞きます。今、全国的に見て国保で資格証明書の発行を受けた被保険者の約半分以上が受診を控え、医療から遠ざけられていると言われるなど、健康悪化を引き起こし、医者にかかれず死亡に至るというケースが報告されています。資格証明書の発行は、簡単に医者にかかれぬという宣告であり、命のさたも金次第ということであります。私は、国保においても資格証明書を発行しないように求めています。後期高齢者医

療制度においては資格証明書の発行など決してすべきではありません。住民に密着している市が、実情、状態把握をして広域連合へ報告をしていくことになるのでしょうから市としての姿勢を伺います。

2項目めとして学校教育についてお伺いします。

一つには、全国一斉学力テストの実施を本当に必要なかを市として検討し直すべきだと考えております。

文科省は、4月24日に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象として学力テストを実施しました。このテストの実施は、各市町村教育委員会の判断で参加、もしくは不参加ができました。公立では、愛知県犬山市教育委員会が「国の調査は教育の場に競争原理を導入し、豊かな人間関係をはぐくむ土壌をなくし、子供同士や学校間、地域間に格差を生む」として参加しませんでした。私立学校では4割が不参加でした。

以前にこの問題を質問した折には、市は「子供がどれだけ理解をし、到達点を把握するため、指導に生かすため」と述べられていました。しかし、2004年11月4日の経済財政諮問会議で当時の中山文部科学大臣は、教育改革の方針の一つとして、「競争意識の涵養、全国学力テストの実施」を提案しました。子供のころから競い合い、お互いに切磋琢磨する意識を涵養する全国学力テストを実施すると、子供を競争に追い立てるのがねらいだと語っています。

9月ごろにテスト結果の公表が予定されており、序列化につながらないように限定して公表するとしているようですが、衆議院教育再生特別委員会で首相は「学校を通じて父兄に公表していく」と答えていることから、学校ごとの保護者への公表であっても、それらを集計して順位づけることは十分可能であります。

さらに、今回の学力テストは、国語、算数もしくは数学などの学科テストで学校間、子供の順位を決めることだけでなく、児童・生徒質問紙の解答を総合的に判断すれば、子供の情報、家庭の情報がわかるといった個人情報に関する質問の問題があります。その子供の氏名が記入された解答用紙の集約・分析をベネッセコーポレーション、NTTデータに依頼するなど、民間企業に個人情報をそのまま渡すことになり、情報が流出しないという保証はないではありませんか。今回の児童・生徒質問紙についての個人情報に関しての見解を伺います。

文科省は学力テストを毎年行うと言っておりますので、海津市教育委員会としてことは参加をしましたが、どうだったのかという検証を行い、見直されることを考えられないでしょうか。

学校教育に関して二つ目には、日本青年会議所制作のDVDの問題です。

新潟県十日町市では、青年会議所主催、教育委員会後援の上映セミナーが開催され、島根

県内の公立中学校では授業が行われるなど、学校現場に持ち込まれました。国会では、伊吹文部科学大臣も「私が校長なら使わない」と答弁しています。海津市ではどうなっているのか、考え方と今後の対応を尋ねたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君の質問に対する市長及び教育長の答弁を求めます。

初めに、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の後期高齢者医療制度についての御質問にお答えをします。

本年2月に岐阜県後期高齢者医療広域連合が設立され、県下の全市町村が加入し、来年4月からのスタートに向け、鋭意その準備を進めております。

御質問の海津市の後期高齢者医療制度の対象者数は65歳から74歳の障害者と75歳以上の高齢者で、合計4,230人と見込まれております。被用者保険の被扶養者は1,180人と見込んでおります。

保険料や医療費負担の減免などについてどのような対策をとられるかにつきましては、広域連合におきまして次のような処置が講じられる予定です。

まず、被用者保険の被扶養者の保険料軽減につきましては、後期高齢者医療の資格を取得された月から2年間、保険料の均等割額が5割軽減が予定され、低所得者につきましては、世帯の所得金額に応じて、国民健康保険と同様に均等割額について7割、5割、2割の軽減が予定されております。

市独自の保険料の減免及び医療費負担の減免につきましては、他の自治体においても減免の動向もなく、本市においても現時点では減免措置を設ける考えは持っておりません。

次に、資格証明書のあり方についてのお尋ねですが、資格証明書とは被保険者が資格を有していることを証明するもので、保険医療機関での窓口負担が全額自己負担となるものであり、決して医療機関にかかることができないというものではございません。

また、資格証明書の交付につきましては、保険料を滞納している被保険者に保険料の納付勧奨を行うためのもので、これは被保険者間の公平性を確保し、制度に対する信頼を維持していくために交付するものでありますから、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、堀田みつ子君議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、教育長 平野英生君。

〔教育長 平野英生君 登壇〕

○教育長（平野英生君） 学校教育についての堀田議員の質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査の結果の取り扱いにつきましては、一人ひとりの児童・生徒の今

後の指導に生かすという方針に変わりはありません。国も県も、いわゆる学校の序列化につながるような配慮を求めています。また、学校が保護者に公表する場合においても、結果を詳しく分析した上で、その学校の課題と今後の指導の方向を知らせるものであると理解しております。

また、議員が指摘しておられる個人情報の流出問題については、教育委員会も学校も心配はしておりません。このことにつきましては、国を初めすべての関係者が細心の注意を払っておりますし、今後も学校に繰り返し注意を喚起していく予定でございます。

来年度以降の参加につきましては、本年度の検証をきちんと行った上で検討してまいります。一方、本年度の国語と算数・数学の調査問題は、すべて設問が精査され納得できるものであり、児童・生徒にとっても、教職員にとっても、今後の学習や指導の参考になるものであったと考えております。

続きまして、日本青年会議所制作のアニメDVD「誇り」についてお答えします。

現在、このDVDを使用したり入手したりしている学校は、本市ではございません。学校が使用する補助教材については、4月当初に教育委員会に届け出ることと定めておりますので、本年度、このDVDが教材として使用されることはございません。来年度以降、このDVDの使用を検討する学校が出てきました場合には、教育委員会と当該学校とで十分な研究と議論を行ってまいりたいと考えております。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、まず後期高齢者の医療制度のことなんですけれども、軽減とか低所得者の国保と同じような軽減策というふうなのはお聞きしたんですけれども、保険料、大体どれくらいで調整がされているのか。もう7月には決定していくというようなことではなかったかと思えますけれども、それもお聞きしたいと思えます。

それと、こうした後期高齢者医療制度についてなんですけれども、規約制定だとか、高齢者のこういう制度をやっていくというふうな中で、市民の皆さんへのお知らせみたいところは、実際私が認識していないだけなのかもしれませんけれども、知らされていないように思うんですけれども、まだこれから国の動向が変わるけれども、現時点で決まっていることはこういうふうだよというふうなお知らせが、ほかのところでは行われているように聞いておりますし、そこら辺のところをちょっとお尋ねします。

それと1点、先ほどの資格証明書のところの問題ですけれども、前回の3月定例会の折にも、医者にかかれないということではないというふうに市長はおっしゃられました。でも、

実際に保険料を滞納しての大変な状況というふうな意味で、医者にかかるか、かからないかというふうなところで、最後の最後までかからずに、本当にひどくなってからかかるというのでは、さらに医療費なんかでもアップしてくるということが懸念されますので、早期発見・早期治療というのが一番よいことだと思いますので、やっぱり資格証明書の発行となりますと、10割払って医者にかかるということになりますので、やはりお金がないことにはということにつながりますので、軽々しく「かかれないということはない」というふうに言っていたきたくないと思います。

軽減策は広域連合だけ、市では何もまだ考えないよ、ほかのところを見ているよというふうなことではなくて、海津市では高齢者の方にもこのようにしっかりと対応していくというふうな意味で、医療費の問題とか、それから保険料の問題でも、当然市長が広域連合の議員ということですので、しっかりと広域の方で発言をしていただきたいと思います。

まずは保険料がどれくらいになるかということとか、周知の問題を教えてください。

○議長（西脇幸雄君） 市民課長 伊藤恵二君。

○市民福祉部市民課長（伊藤恵二君） 堀田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、保険料はいつ決まるのかということですが、この保険料につきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合におきまして、この秋、10月ごろに条例として上がる予定であると聞いております。

次に周知の方法につきましては、これも広域連合におきましてパンフレットをこれからつくり、それを市町村に配布して周知を図っていくということですが、いましばらく時間はかかるかと思っております。

それから資格証明書の発行でございますが、発行しないようにということですが、さきの市長の答弁にもございましたように、資格証明書の発行は保険料の公平性を保持するためのルールということでございます。しかし、市といたしましては、制度が始まってから、保険料の滞納者が納付相談に来ていただければ、それ相当の対応はさせていただきます。納付相談に来られずに、計画納付（分割納付）もされない方につきましては、資格証明書の発行もやむを得ないことであろうかと思っております。

そして、高齢者の医療の確保に関する法律におきまして、被保険者が滞納している保険料を完納したとき、または滞納額の著しい減少があると認めるときは被保険者証を交付すると、このように規定されております。いつでも被保険者証は交付できる状態でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 一つお聞かせ願いたいのは、たしか老人保健のときにはそのような資格証明というふうなことはなかったと思いますけれども、高齢者の方で保険料の相談とか、そういうことで出向けないようなとき、そんなときには当然職員の方はきちんと対応していただけるのでしょうか。それとも、なかなか敷居が高いという気持ちを持っておられる方が多いと思いますので、そこら辺のところを一举に切り捨ててしまうというふうでない、温かい対応をお願いしたいと思います。

それでは、このまま学校教育についてお尋ねしたいと思います。

個人情報でというふうなところで言いますと、実際質問紙の中でもテレビを見ている時間だとか、勉強している時間だとか、受ける生徒にはこういう情報なんだよということをテストを行う前に言ったかもしれませんけれども、その保護者の方に、これぐらいのある程度の個人情報を聞くんだということをお知らせしてあるのかどうか。聞くところによりますと、一応は学校の学力テストとか、国語、数学とか算数とかというのは聞いたけれども、そのような生活情報だとか、そういうことを聞かれたかなあというふうに言ってみえる方がありました。こういった情報を入手するときには、それなりに情報提供先に断るということもたしか必要だというふうに言っていると思いますが、いかがでしょうか。

実は図書館で本を借りるときに、返す日の小さいレシートをもらいますね。その借りた本、簡単な本からいろいろありますけれども、そういった本を借りるのでもプライバシーに関係がありますので気をつけてくださいねと、そういうような取り扱いに注意してくださいよということが書いてあるくらいですから、大丈夫だよというふうに先ほど言われましたけれども、このことを一つとっても、もう少しきっちりと認識を改めていただきたいなということを思います。その点についてお願いしたいと思います。

子供さんは大したことなかったよというふうなことも言われる人もあるけれども、こんな大したことないことを何で聞くんやみたいなことを言っている子供さんもあります。そういうふうな意見もあったりするものですから、それぞれの生活情報だとか、学習態度だとか、何かそういうふうなところは、学校の先生とそのクラスの子との中で行うべきことではないかと私は思いますので、もう一度、一斉学力テストの実施自体が本当に必要なのかどうかということを検討していただきたいと思いますが、そのことについてもお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

○学校教育課長（菱田秀樹君） ただいまのお尋ねの件についてお答えをいたします。

最初に、保護者の方に、例えば算数とか国語の問題があるよということは周知されていたんですけども、この生活調査の周知はなかったのではないかとということですが、これはそんなことはなくて、国の方も国語と算数・数学、それから生活の調査を行うと言っておりま

したし、学校の方も、学校だよりなんかで数回にわたってお知らせをしているような学校もごぞいます。ただし、その内容については、例えば算数や国語の問題が実施後に公表されるのと同じように、生活調査の個々の質問についても、私どもも知ったのはその実施後ということで、同じような扱いにされておりますので御了承をいただきたいと思ひます。

それから個人情報のことですが、けさほど福井議員の質問にもありましたように、個人情報というのは尊重しなくてはならないし、それから重要なものであります。そういった意味で、今回の実施についても細心の注意を各関係者が行っておりますし、それを何ら軽視しようというものではごぞいません。本当に大切にしたいと思ひますし、これを機会に児童・生徒も自分の個人情報を守る力、あるいはお互いの個人情報を尊重する、そういった指導にも生かしていきたいと思っております。

最後、生活の問題自身がそう大したことなかった云々ということでごぞいますが、そういう児童・生徒も確かにいらっしゃると思ひますし、やっぱり自分の生活といった、特に生活習慣ですね、そういったことを見直して、よりよく学習とか、よりよい学校への適用とかというふうに生かすことの必要な児童・生徒もおりますし、またそのために必要な教師、学校がそうやって個別に指導する必要もごぞいますので、そういった意味で、今後の児童・生徒の指導に十分生かしていきたいと思っております。以上ごぞいます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ごぞいますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 学校教育の部分ですけれども、今細心のというふうな、そういう意味ではいいんですけれども、細心のと言ひますけれども、回答自体の分析、そういうのの答えが合っているかどうかということマル・バツをつけているような、その集約しているところが同じ答えでも合っている合っていないという問題が出てきていることが報道されていると思ひます。そうやって大きな集約になってくると、民間の人が集計するのですから、正解だったのが不正解だったり、不正解だったのが正解というふうになってしまうということも懸念されるわけですので、こうした大きな問題がいっぱい詰まっているようなテストですので、今、検証はされると言われまして、ぜひその検証が、ただ形だけの検証にならないようにというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

○学校教育課長（菱田秀樹君） 堀田先生のただいまの心配は十分に我々も理解をしております。ただ、どんなテストでもその採点基準とか、そういったことが常に問題になります。それについては、今その処理が始まったところ、今後、国とかその関係者がどういうふう調整して基準を定めていくかというようなことも十分検討されると思ひますし、我々もそうい

ったことで、この問題を先生にお見せしたと思いますけれども、ただ単に正答を問う問題ばかりではなくて、その答えを導き出す過程の考え方とか読み取り方ということについても非常に投げかけの多い問題でございますので、学校としてもその辺のところと生徒の解答との分析を十分に行っていきたいと思っています。

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、4番 川瀬厚美君の質問を許可します。

川瀬厚美君。

〔4番 川瀬厚美君 登壇〕

○4番（川瀬厚美君） 議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。

先ほど市長より非常に強い教育に対する御意見をお聞きしました。このような質問は、本来市長より教育長かもしれませんが、市の最高責任者である市長に質問をしたいと思いません。

廃校となる南濃町内中学校跡地利用についてお尋ねをしたいと思いません。

海津市は、南濃町内3校の中学校統合を市の総合計画に盛り込み、26年までに1校統合とし、現在、教育委員会内において建設に向け、構造、配置等、具体的な計画が進められていると思えます。では、廃校となる跡地利用は考えられているか、あればお聞きしたいと思っております。

今、全国の子供たちの悲鳴が聞こえます。御指導の先生方も本当のことを考える間もなく、文科省の学習指導要領に縛られ、方針に従うことに忙しく、大変お疲れと思えます。国の教育方針も何ら目を引くものではなく、学校跡地は子供たちに還元したい、できたらと思っています。子供たちの心をいやし、自分を発見し、夢を持てる場にできたらと思いません。子供たちが自分も生きて、そして自分にも役割があることを発見できる、そんな場を私たち大人の責任として、今、真剣に考えたいと思いません。

学校では興味もないことを意もわからず覚え込ませ、知識偏重の教育は、人間性を破壊し、多様化した社会が求める人材が育てられません。ある先生が言われました。勉強とは不思議さを追求するためでなければならないと。いじめ・不登校・ニート等、全国にその人数は数知れない。

先ごろOECDによる世界の学力調査が発表されました。日本の子供は、かなり順位は落ちたと報じられておりました。その結果、週5日制をやめ土曜日も授業、そんな声も聞かれます。そうではない、好きなことが見つければ、好きなことに取り組めば人は伸びると思えます。世界で1位となったフィンランドは、詰め込み教育とは全く無縁であります。好きなことを精いっぱいさせる、好きなことに精いっぱい身を浸させる、それによって大きく伸

びるのであります。そこに日本の教育指針が見つかるのではないかと思います。

市長、教育特区も受け、宿泊施設も完備した、そして学び、子供たちが自分を発見できるような学校がくれたらと私は思います。市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 川瀬厚美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の廃校となる南濃町内中学校跡地利用についての御質問についてお答えをいたします。

廃校予定となる南濃町地内中学校跡地の具体的な利用計画については、これまで学校は地域コミュニティの中心に位置し、生活空間として地域の人々になれ親しまれてきたことから、その跡地の活用は行政の意向だけではなく、地域住民の皆さんの意向を反映することが重要なポイントであると考えております。

実際に他地域の学校跡地の活用事例を見ますと、単体施設よりも数多くの機能から構成される複合施設の整備事例が数多く見られ、学校跡地周辺における地域住民等の多様なニーズに機能面で対応していることがうかがえます。

現在、海津市では中学校2年生を中心にキャリア教育を実施しており、議員の御提案にあります子供たちへの還元の間として、社会体験、自然体験、ものづくり等のできる社会教育施設としての利用も考えられます。また、グラウンド、体育館を利用したスポーツ施設等の利用や、高齢者・障害者向けの社会福祉施設への用途変更や、個人向け分譲住宅用地、企業誘致用地等も考えられます。

今後、関係する地域の皆様方や議員各位の御意見等もお伺いしながら、よりよい跡地利用計画を検討してまいりたいと考えております。

以上、川瀬厚美議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） ある中国の方の弁であります。千葉大学教育学部を卒業されまして、現在、日本青少年研究所研究員の方です。中国人の目から見た日本の若者は、自由があるが夢がない。今の若者、皆している、皆持っている。日本の若者は、自分で考えず、自分で選ばない。自分の仲間集団の基準だけ大事にしている。要は、仲間と同調すれば世間のことは一切無関係である。人のまねは得意だが、自分の考え、自分の主張ができない。個性のないあらわれである。

日本の高校生と交流していた中国の高校生は、日本の高校生は、細まゆだの、ガングロだ

の、超ミニスカなど、厚底の靴の話ばかりで、暗に豊かな日本で鼻が高いことを自慢した。だが、勉強や将来の夢などの話になると日本の高校生は無口になってしまった。中国の高校生は思った。やがて中国は日本に勝つ。日本の高校生は親たちの努力に乗っているばかりで、自分の生きる夢も希望もない。自分たちは日本の高校生よりすぐれているとひそかに思っ
て帰国した。日本の若者は、何でも自分の自由にできるが自立とはほど遠い。考え、主観もない。夢と希望もない日本、いつか世界から取り残されるだろう。このように中国の方が
言うておられます。

もう一つ、堀田力さんと言われる方、御記憶の方もおありだと思いますけど、かのロッキード事件でらつ腕を振るわれた検事さんであります。義務教育は、これさえあれば生きていけるという最低限の知識だけで十分、今の1割もあればいい。そのかわり、もっと学びたい、知りたいという子供には、各人の個性と興味に応じ習熟度別にどんどん教えることが重要です。数学が好きで優秀なら、小学生が大学の授業に出てもいい。やりたいことは精いっぱいやらせる。中卒で好きな道へ進み活躍する人は、勉強が好きでもないのに形だけ大学へ行った人よりずうっと偉い。自分に一番合ったことをして幸せに生き、社会に役立てたら最高、学歴は関係ないと、このように現在弁護士の堀田力さんは言うておられます。

私は、何人かの社会人の方々から、今の子供たちに学校以外での教育をしたいとの申し出を受けております。ある方は、私は子供たちにケーキづくりを教えたい、ある方は理科や数学の不思議さを教えたい、ある方は太鼓を引きこもり、不登校の子に教えたい。

先日、市長さんも御存じのように、今月10日、11日と1泊の旅行に出かけました。その帰りのバスの中で、ガイドさんが「どんなビデオをかけますか」と言われました。そのビデオの中にお寺さんの法話がありますよと言われました。ビデオに撮るくらいだから、きっといい法話かなと思って、そのビデオを希望しました。そのお寺さんの法話の中に、ある大会社の社長さんが入社試験で、「君たちは親の足を洗ったことがあるか。一遍うちへ帰って親の足を洗わせてもらってこい」、そんな宿題を出されたそうです。ある青年は、うちへ帰って、片方の足を洗い、もう片方の足を洗おうとしたときに涙が出てとまらない……。

○議長（西脇幸雄君） すみません、川瀬厚美君、その辺のところを簡潔に内容等をお願いしたいと思います。

○4番（川瀬厚美君） その話の中にも、5から1で人間が評価されるのではいけない。やっぱり1の子も5の子も同じ役割があるんだという場がもっとあっていい、そんなお話がございました。

ですから、私は、そういった場に廃校となる学校ができたらいいなと、そんなことを思っています。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） 今、川瀬議員からお話がありましたけれども、義務教育について9ヵ年間、さらに高等教育もありますけれども、教育そのものが社会的な自立、経済的自立ということを求めているものだと思います。そのためには、やはり今お話がありましたように目標とか夢とかを持たせるような教育、そういったことは日々考えているところです。特に中学校なんかにおきましては、いろんな場において目標、目当て、そういったものをもとにどう努力していくかと、そういった部分を大事にしながら教育を進めておってもらいます。そういった中でこそ、自分自身がこんなことが可能性があるというような発見をします。そういったことの繰り返しの中で子供たちは育つと思っています。そういった意味で、先ほど言われた夢や目標がないという話でありますけれども、そういったことを着実に進めながら、学校教育の中で夢や目標に向かって努力する姿というものを大事にしながら学校教育を進めたいと思っていますので、そういったことを生かしたいと思います。

それから、いろんな体験活動が大事だというお話もされましたけれども、これも昨年から中学校におけるキャリア教育、職場体験学習、そういったことも進めながら、総合的にいろんな中で、津市は自分たちの地域の子供たちは市全体の子供なんだということでやってもらっていると思いますけれども、そういった意味で進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 川瀬厚美君。

○4番（川瀬厚美君） 一般には、社会には、また傍聴の方々の中にもそれぞれのプロの方が見えます。ですから、そのプロの方々の知識を生かして子供たちを育てられるような、そんな学校がくれたらいいと私は思っています。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 教育長 平野英生君。

○教育長（平野英生君） ありがとうございます。今、職場体験学習の話もしましたが、各小学校、中学校においても地域におけるいろんな特技を持った先生方も、名前、顔の写真も入れながら、そういった方もお呼びしながら総合的な学習も進めておりますので、ぜひ今のお話のことを生かしながら学校教育を進めたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 傍聴の皆さん方には、もう一方ございます。せっかく傍聴の方が大勢お見えになりますので、最後の一人でございますので少し時間延長させていただきましてやらさせていただきますので、御了承をお願いしたいと思います。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、18番 藤田敏彦君の質問を許可します。

藤田敏彦君。

〔18番 藤田敏彦君 登壇〕

○18番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、通告により一般質問をさせていただきます。お昼どきで大変申しわけございませんが、ラストでございますので、少しの時間をよろしく願いいたします。

質問内容としましては、スポーツ選手ふれあい指導事業の計画はありますか。

昨年10月8日に海津市バレーボールアカデミーを開催し、地元南濃町出身で元全日本代表、デンソーバレーボール部、櫻井由香選手を招き、パネルディスカッション、技術指導、小・中学生約130人が城山小学校の屋内運動場でバレーボールの基礎を学びました。最後にサイン会があり、親さんも子供たちも長蛇の列で時間オーバーになってしまいました。大変充実した一日であったと思います。

さて、現実の子供社会はどうでしょうか。ゲーム、パソコンといったバーチャルの世界にどっぷりとはまり込み、時には現実との区別が判断できなくなってしまう。犯罪の低年齢化、考えられない事件が多発しております。メディアにも過熱し過ぎる点が懸念されます。

さて、スポーツをするということは、青少年にとって人間形成の過程において大変重要であり、すばらしい効果が出てまいります。先輩・後輩との人間関係、あいさつ、礼儀、体力、強い精神力、強い忍耐力を養うことができます。各種のスポーツで勝利者の涙、また敗者の涙、どちらのシーンを見ても感動を与えてくれます。スポーツに対するさらなる関心を持っていただきたい。

年末に行われました第14回全国中学校駅伝大会で、日新中学校女子陸上部チームが28位と健闘されました。まさに歴史の一ページを開いてくれました。今後の成長次第ではマラソンのオリンピック選手が誕生する可能性もあると思います。

また、海津市からプロ野球選手、東北楽天ゴールデンイーグルスの嶋基宏選手がデビューいたしました。地元の壮行会にも出席しました。そして、名古屋ドームでのオープン戦も見させていただきました。性格がいかにもスポーツマンタイプ、明るくさわやかな青年であるという印象を受けました。私は大の巨人ファンですが、ナイターの結果は、まず先に楽天の嶋選手がヒットを打ったかどうか、新聞を見ます。野村監督のもとで「生涯一捕手」の精神を勉強してもらい、一流選手を目指し、オフのときには、ぜひ後輩の指導として少年野球教室を開催していただきたい。

市長、人間関係が希薄になった現在、海津市には青少年、いや我々大人たちにも夢や希望を与えてくれる、次世代を担う若者が次々と育ってきております。今後も、スポーツの関係組織・団体には特に支援をしていただくことをお願いいたします。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田議員のスポーツ選手ふれあい指導事業の計画についてお答えをいたします。

昨年実施しました地元出身でデンソーバレーボール部、櫻井由香さんを招いてのバレーボールアカデミーは、大変充実した一日であったとの御意見をいただきました。私は、日ごろからスポーツは健康づくり、また人づくり、さらにはまちづくりに欠かせないものと思っております。また、一昨年、櫻井選手が市長室へ訪れてくれました。全日本の一員である櫻井選手は、人間としてもすばらしい女性でありました。その女性が過日のバレーボールを指導してくれて、大変ありがたく存じております。

さて、議員御要請の「スポーツ選手ふれあい指導事業」でございますが、この事業は日本体育協会の委託事業で、県を経由して事業申請して実施するもので、市では昨年、東江小学校においてこの事業を受けて、アテネオリンピック水泳競技出場の長田友喜子選手—— バタフライの選手だそうでございますが—— によります事業を実施しました。さらに、櫻井選手の招聘もということで申請をしましたが、それは受けてもらえませんでしたので、市単独事業として「バレーボールアカデミー」を開催させていただきました。

本年度も日本体育協会、これは県を経由してですが、事業申請の提出を予定しており、事業指定を受ければその事業として開催し、もし指定を受けられない場合は市スポーツ振興事業として開催を予定しております。

現在、内容について検討中ではありますが、議員の思いと同様に、楽天ゴールデンイーグルスの嶋選手、またほかに地元海津市出身で日本で活躍している選手の招聘等も考えていきたいと思っております。

さらに、今後は24年の国体カヌー競技（フラットウォーター）会場にあわせて少年の部に市として参加できればとの思いで、小学校4年から5年生を対象にカヌー教室等の開催も検討し、カヌー選手の育成に努めていきたいと思っております。

また、市におきましても、青少年から私たち成人にも夢と希望を与えてくれる、次代を担う若者が次々と育ってきております。私は、スポーツ関係の組織・団体への支援については、各種競技等で県大会・東海・全国・国際大会に参加する市内の個人・団体は、市民の方々に知っていただこうと激励と市報で紹介をしております。けさの新聞にも小学校4年生の空手の子が今度全国大会へ出場するということで、きのう市長室へ訪れてきてくれて、大変うれしく存じますし、頑張ってくださいと願っております。

また、各種団体への支援につきましても、できる限りの支援を検討してまいりたいと思っております。

以上で藤田議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 再質問ございますか。

〔18番議員挙手〕

○議長（西脇幸雄君） 藤田敏彦君。

○18番（藤田敏彦君） 市長の答弁で、いろいろ団体にはしっかり力を入れていただけるとい
う力強いお言葉をお聞きしまして、本当にありがたいことだと思います。

先ほども言われましたが、きょうの中日新聞にも空手道の全国大会へ出られるという記事
を、以前でもハンドボールとかフェンシングとか、いろんな選手が市長室を訪れておられる
ということを新聞で拝見させていただいております。これは、非常に私は楽しみにしており
ます。そして、この若者たちが将来一流を目指して頑張れるように、そして進学とか、いろ
んなこれからの将来が決まっていります。そして、よいコーチ、素晴らしい指導者との出
会いといいますか、そういうことにも非常に役立つのではないかと思います。少しでも、こ
ういう財政の厳しい御時勢ではございますが、よりサポートの方をよろしくお願ひしたいと
思います。答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） これをもって一般質問を終結いたします。

休憩をいたします。

（午後0時18分）

○議長（西脇幸雄君） 再開します。

（午後1時30分）

◎報告第2号 平成18年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第60号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（西脇幸雄君） 日程第4、報告第2号から日程第26、議案第60号までの23議案を一括
議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） それでは、提出いたしました諸議案につきまして御説明を申し上げま
す。

最初に、報告案件について、順次その内容について御説明申し上げます。

報告第2号 平成18年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第
3号 平成18年度海津市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平

成18年度海津市一般会計のうち教育費で小学校耐震補強事業費 3億 1,523万 9,000円、介護保険特別会計のうち総務費で介護保険システム改修事業費 315万円をそれぞれ繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146条第 2 項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第 4 号 損害賠償の額の決定については、本年 1 月19日、海津町鹿野地内の市道において公用車の出会い頭の衝突事故による賠償金を支払うもの、報告第 5 号 損害賠償の額の決定については、本年 4 月17日、南濃町志津地内の私有地において公用車と門灯との接触事故による賠償金を支払うもの、報告第 6 号 損害賠償の額の決定については、本年 4 月26日、海津町高須地内の市道において公用車と自家用車の接触事故による賠償金を支払うものであります。いずれも地方自治法第 180条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 2 項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第 7 号 海津市税条例の一部を改正する条例の専決処分及び報告第 8 号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、4 月 1 日より施行されることに伴い、3 月30日付によりそれぞれ地方自治法第 179条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に御報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第 9 号 訴えの提起についての専決処分については、平成11年に岐阜県山県市の選定当事者 寺町知正氏ほか 1 名より岐阜県営渡船の業務委託に関し違法であると主張して、海津市、日原渡船組合及び森下渡船組合の組合長 梶原拓、前岐阜県知事であります、元大垣土木事務所長 5 名に対し 2,266万 5,138円の損害賠償、損害賠償命令ないし不当利得の返還を求めて提訴され、本年 5 月31日、海津市、日原渡船組合及び森下渡船組合の組合長、元大垣土木事務所長 5 名に対し 1,910万 6,750円の損害賠償及び当該額に対する利息の支払いを命ずる判決が岐阜地方裁判所において言い渡されました。この判決に対し、事実認定、法律判断に不服があり、上級審の判断を仰ぐため控訴するものであり、控訴期限が 6 月14日のため、6 月11日付により地方自治法第 179条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に御報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、人事案件 5 件について、順次御説明申し上げます。

諮問第 3 号から諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、川瀬厚美氏、池田千恵子氏及び星野義美氏が任期満了となりますが、川瀬氏、池田氏の両名については引き続き推薦いたしたく、議会にお諮りするものであります。また、星野義美氏については、御自身の職務の関係により御辞退され、後任に伊藤洋子氏、海津町福江 894番地を推薦いたしたく、議会にお諮りするものであります。

次に、議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、任期満了となります伊藤洋子氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第50号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、野瀬三郎氏の任期満了により後任に柴田清文氏—— 南濃町奥条 351番地にお住まいでございますが —— を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件2件について、順次、その概要について御説明申し上げます。

初めに、別冊1の議案第51号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ 2,275万 2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 152億 6,275万 2,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、総務費の総務管理費では集会所整備負担金として40万円を計上し、統計調査費に全国物価統計調査事業を行うため19万 7,000円を計上いたしました。

民生費の社会福祉費では、障害福祉費の備品購入に40万円、通所者サービス利用促進事業補助金等として 554万 9,000円を計上いたしました。

消費費の非常備消防費では、消防団員退職報償金共済掛金の引き上げにより非常備消防管理事業に 111万 8,000円を計上いたしました。

教育費の教育総務費では修学助成事業奨学金として 209万円を、小学校費では特別支援教育アシスタント賃金として小学校運営管理事業に 599万 8,000円を、中学校費では、同じく特別支援教育アシスタント賃金として 100万円を計上いたしました。

諸支出金の基金費では、修学助成事業基金の積立金として 600万円を計上いたしました。

歳入につきましては、分担金及び負担金で通所サービス利用促進事業負担金として30万円を、県支出金としまして障害者自立支援対策臨時特例交付金等で 691万 7,000円を、繰入金で修学助成事業基金繰入金として 210万円を、繰越金では前年度繰越金として 1,343万 5,000円を計上いたしました。

次に、議案第52号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ 294万円を追加し、補正後の予算を36億 3,294万円とするものであります。

補正内容につきましては、特定健診等実施計画策定業務の委託料に 294万円を計上いたしました。これは平成20年4月より40歳から74歳の加入者に対して基本健康診査及び保健指導が医療保険者の義務になることに伴い、これを効果的に推進するための計画を策定するものです。財源につきましては、当年度繰越金の 294万円を充てるものであります。

続きまして、条例案件6件について、その概要を御説明申し上げます。

最初に、議案第53号 海津市基金条例の一部を改正する条例につきましては、事業終了に

より特定環境保全公共下水道整備基金を廃止し、第1回定例会の折、御説明いたしました
が、青山馥氏により御寄附をいただいた資金をもとに、学費の支弁が困難な高校生等の修学
を援助するため修学助成事業基金を設置するものであります。

議案第54号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、非常勤消防
団員等に対する損害補償に係る補償基礎額を配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る加算
額と同額に引き上げるものであります。

議案第55号 海津市立保育所条例の一部を改正する条例につきましては、国より辛亥保育
園の財産処分の転用が承認されましたので、これにより辛亥保育園を海津市立保育所条例か
ら削除するものであります。

議案第56号 海津市立子育て支援センター条例の制定につきましては、国より辛亥保育園
の財産処分の転用が子育て支援のための拠点施設として使用の承認がされましたので、海津
市立子育て支援センター条例を定め、辛亥保育園を辛亥子育て支援センターとして使用する
ものであります。

議案第57号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例につきましては、介
護保険法が改正され、新たに介護予防サービス事業が導入されることにより、新たに介護予
防サービスの利用者を受け入れるため改正するものであります。

議案第58号 海津市老人福祉施設条例の制定につきましては、現在改修工事中であります
海津苑の改修後の利用料金等の制定と指定管理者制度を導入するため全部改正するものであ
ります。

議案第59号 財産の取得につきましては、海津町本阿弥新田地内に借地により設置してお
ります一般廃棄物処分場用地を取得するものであります。取得面積5万4,248平方メート
ル、取得予定価格1億3,562万円、所有者は名古屋市中村区名駅二丁目32番3号、豊和工業
株式会社であり、土地開発基金により取得するものであります。

議案第60号 工事請負契約の締結につきましては、城山中学校耐震補強工事について、6
月8日、10社による指名競争入札（1社は辞退）を行い、岐建株式会社と1億7,430万円
（税込み）で契約するものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞよ
ろしく御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 報告並びに提案理由の説明が終わりましたので、これから順次質疑、
採決を行います。

なお、報告第2号の平成18年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報
告第3号の平成18年度海津市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての2議

案は地方自治法施行令第 146条第 2 項の規定による報告ですので、質疑、採決はいたしません。

また、報告第 4 号、報告第 5 号及び報告第 6 号の専決処分の報告についての 3 議案につきましても地方自治法第 180条第 2 項の規定による報告ですので、質疑、採決はいたしません。

それでは、報告第 7 号 海津市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。これから報告第 7 号を採決します。

お諮りします。報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、報告第 8 号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。これから報告第 8 号を採決します。

お諮りします。報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第 9 号 県営渡船に関する訴えの提起の専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6 番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 先日、全員協議会で瀬古弁護士から詳しくお聞きしましたので、それに対して異を唱えるものでもありませんけれども、確認と、できればちょっとさせていただきたいということがございます。ということは、いわゆる控訴審ということで、先般の瀬古弁護士が御出席のときにもちょっと申し上げたんですけれども、最終的な判断というのは、弁護士さんを中心にごちらとしては事を進めていくことになると思うんですけれども、ただ問題は、その中で最高裁の判例があって、それに頼って何とか訴えが正当化できないかということで控訴審に入ったというふうに私は理解しておるんですけれども、その中で、当然裁判でありますので勝った負けたが出てきますし、ひょっとすると一審逆転判決というようなことがあればそれは最高だと思えますけど、過去のああい裁判事例を見ていると、なかなかそういうのも難しいのかなあというような気がいたします。

そこでもう一つ、ちょっとそのときにも申し上げましたのは、いわゆる法定利息の5%、これは12年から始まっておりまして、約1,900万ですと毎年利息が100万ずつ加算されていくというようなことで、これがまけてもらえるということならいいようでありまして、どうも寺町さんの方としては和解というのは望まれない。最終的な判決だというふうな話も出ておるものですから、そんな中で、長引けば長引くほど訴訟費用と、それから利息も並行してふえてくるわけでありまして。そのあたりの審理の進捗状況、あるいは最終判決の見通し等も考えながら、一方で利息等も出てくるので、どこでどうするのがいいかということは、私も専門家ではありませんけれども、その言わんするところは、そういった一方で費用がかさむ。そして、その中でだれが払うかは別といたしまして、だれかがこれを払わなきゃいけないという問題が出てくるわけでありまして、そのあたり何とか、なかなか的確な判断はできないと思うんですけれども、そういった見きわめも進めていただく上において御配慮をいただけたらという思いでこれを質問させていただいておりますので、市長さんにそのあたりの考え方ですね、これは答弁をお願いしていいものかどうかわかりませんが、考え方だけひとつお聞かせをいただきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 永田先生からの的確な御指摘、御指導を賜りまして、ありがとうございます。

実はこの裁判、原告側は、最初初めてこの裁判を起こされたということで、満足に訴状も書けなかったということで、実は争点整理ができたのが18年10月なんです。そういったことで大変長い時間がかかったと。ですから、私は、裁判・司法のあり方というものも大変難しいものがあるなというふうに思っておりますが、幸い県営渡船の争点整理表ができましたので、弁護士さんのお話では1年半ぐらいで判決がおきるだろうというお話を聞いております。

そして、この裁判そのものはそれほど複雑なものではないわけでありまして。そういったことがありまして、最終的に両渡船組合と弁護士さんと、そして前知事の梶原さんと5人の所長さん方は、県の方の端元弁護士さんと契約を結んでやっておられるらしいんですが、そういった方々と相談申し上げてさせていただきました。

そういう最終的な妥協点がどこにあるかということも探りながら対応はしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

ただ、私は、総合契約というのは県道を維持する、守ると、それは政策的な目的もございますし、そのことは渡船組合も両方とも果たしておったわけでありまして。岐阜県はそのことを暗に認めておったということも裁判で申しておるわけでありまして、それを裁判官が県は認めていないということ自体に対して大変不服がございます。

そういった意味で、今、御指摘を賜りましたこと等に注意を払いながら、この裁判の結果を見守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） ぜひひとつそういうことでお願いしたいと思ひますし、そして私どもも海津の議会時代にこれを議会としても認めてきましたし、その当時としては新橋の建設等があつて、今市長さんが言われたように、道路として渡船も認定されてきたということから、どうしても新橋をつくるについてもこれを残してやっつけていかなきゃいけないというような話も当時の町長さんからも説明がありましたし、ある程度そういった正当性も私はあるんじゃないかと思ひますけれども、しかし、最終的には裁判官の判断でございますので何ともできないかと思ひます。

それともう1点、この判決の中で全く払わなくていいということになれば別でありますけれども、そうでない場合、判決の中で共同不法行為ということで、この負担割合が非常に不明瞭というか、だれがどういう責任があるのかということがわかっていないものですから、このあたりも当然端元弁護士さんとかこちらの側の瀬古弁護士さん、そして日原等においては個人負担というような財源もないところから、こういった賠償金も捻出せないかんというようなこともございますので、そういったことも含めてこういった負担をどういうふうにするのかということも、まだ今からではなくて、判決が近づくにつれてそういったことも視野に入れながら御検討していただき、そして審理を進めていただけるようお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 関連の日原・森下渡船についてですが、先般、15日でしたか、全協を

急遽、今も言われたように弁護士さんからの説明をいただきましたが、知ってみえる人は知ってみえるということだが、聞いて初めて私たちも、何じゃそこまで進んでおったのか、こんなことになっておったのかというようなことで、もちろんその前に新聞は見ましたが、余りにも唐突なということで、私はあの席で、実はこういった内容については、我々はある程度は認識しておるつもりですが、南濃出身、平田出身の議員の方々については何のことやと、さらに理解できない方が何人か見えるということも耳にしましたし、あの全協の席で、なぜ経過についてある程度の報告をされてからということの一つ感じたこと。それと、突然にそういった控訴をするというような、私は議会事務局から案内をいただきましたときに、「何じゃね、それは事後報告じゃないかね」と思わず申し上げた経緯があるんですが、このような重大な案件を事後報告で、これは議決案件という判断をさせていただいておるんですが、このようなことで事後報告で淡々と済ませていってしまおうというような考えで執行部はおられるのか、私は理解できません。

それで、ここで皆さんにも理解をしていただくために、県営渡船というものはこういうふうで、こういう経過でということの説明をしていただきたいということを改めて申し上げます。

それと、私は先般の全協の後で総務部長のところを確認をしてきましたが、着手金というのは現在払われたのかどうかということも含めてですが、どこからそれが準備されて払われるのかということも含めて説明をいただきたいと思います。

以上、それだけお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） このことにつきまして説明は、あのときも実はこういう経過でという御説明はさせていただいたと思っております。

それから、この判決が5月31日にございました。この件に関しましては、まず判決文を読み砕いて、そして我々にも平易でわかるようにということで、まずお時間を少しいただいたこと、そしてこれは海津市のみならず、県の方では梶原さん個人、そして5人の所長さんが訴えられております。私どもは海津市でございます。それと渡船組合、渡船組合も組合員の皆さん方がいらっしゃいます。そういったことがございまして、いろいろ打ち合わせをさせていただいております。そして、最終的に日原渡船組合さんの方で控訴をしたいというお話がありまして、それで決定をさせていただきました。なおかつ、これは判決が出て2週間以内に控訴するならばしなくてはいけないということでございまして、この両渡船組合、あるいは端元弁護士さんと相談をさせていただきながら、ぎりぎりの控訴の期間の中で控訴をさせていただいたと。

そういうことで専決処分ということに相なったわけですが、それでは先生方に、

やはり執行部として御報告をしなくてはいけないであろうと。また、これは裁判事例でありますので弁護士さんに同席をしていただいた方がいいだろうということで、急遽、この間、全員協議会を開かせていただいたわけございまして、その場で、今、山田先生から御指摘の点は説明をさせていただいたという判断をいたしております。

それと同時に、これは議決案件ということを手田勝先生がおっしゃったんですが、これは報告で……。

〔「時間がないもんで専決処分」と呼ぶ者あり〕

○市長（松永清彦君） 議決案件でございますけれども、先ほど申し上げましたように期間が14日までということでございましたので専決処分にさせていただいたということで、御報告をさせていただいております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 市長、私は経過報告というのは、この裁判の経過報告じゃない、ここまでに来る渡船の運営というものがどのようになされていたのか。私、きょうは資料がない、平成7年からとか何とかということの裁判になっておるといようなこと、今記憶でしかございませんが、間違っておたらあれですけど、ということですが、その時点から両渡船は幾ら助成を受けられておったのか。あるいは、その前は県からどのくらいの助成を受けて、市が頭をはつて払っておったのか、一切関係なしにトンネルで支払っておったのか、そういったことを皆さんに理解を深めてもらうために、そのことを簡潔に経過の説明をしていただきましたかった。そうすると、海津町にあった渡船はそういう経過で来ておるのかということをお皆さんも、また市民に対しても説明してもらるので私はそういったことを申し上げたんですが、それと、まだ着手金についても説明をいただいておりますので、それもあわせてひとつ御説明をいただきたいのと、この件について裁判が、私は瀬古弁護士に対しても質問をさせてもらったんですけど、勝つか負けるかの白か黒かだと、どっちみちやってみなわからんということでしたが、もっともそのとおりである。負けるつもりでかかってくる者はないということだったので、何とかうまくいくといいなあと。総務部長の話ですと、和解というような話もあったんですけど、一番いいことですけど、この寺町というのが和解で理解されるかどうかということも含めて極めて憂慮しておるといようなことですが、それは余分として、ちょっと経過、県からどれだけ助成を受けて今日まで来たんだということと、着手金の出どころ等についてもお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） どれだけというのはあの資料の中に入れておりました、御説明を申し上げたはずでございますけれども、御理解をいただきたいと思っております。平成7年度か

ら、5年さかのぼりますので、さかのぼる間の金額はすべてあそこに記載がされておると…
…。

〔発言する者あり〕

○市長（松永清彦君） じゃあ、建設部長から説明を申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） まず県営渡船は、岐阜県が昭和30年代ごろから始めているというふう聞いております。日原渡船につきましては、県道津島・海津線の一部として運行がされておりまして、森下渡船については県道津島・立田・海津線の一部というようなことで、県道であるというようなことでございます。

それで、大垣土木事務所長とその当時の海津町で、現在では海津市ですけれども、契約を結びまして、その後、海津町（海津市）とそれぞれの組合と契約をして運行していただいておりますという状況でございます。

それで、金額等は先ほど市長が申し上げたとおりでございまして、平成7年では555万7,000円を県の方からいただいて、そのまま組合の方へお渡しをしておるというような状況でございますので、先日御説明させていただいた資料を見ていただければおわかりいただけるのではないかなあというふうに思います。

それと着手金でございますけれども、これにつきましては海津市と瀬古弁護士事務所と6月11日に契約を結ばせていただきました。金額にしますと、111万6,700円という金額で契約をさせていただいております。内訳としましては、着手金が100万円、消費税が5万円、印紙代としまして6万円、郵券等で6,700円というような内訳でございます。この原資につきましては、当初予算に42万円という委託料がありまして、不足額の69万6,700円につきましては、予備費の方から流用させていただいて充当したということでございます。よろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） ありがとうございます。私はこの地元に以前からおる一人として、わけわからずで理解せよ、賛成せよというようなことで、強引なやり方では議員の各位に申しわけないという気持ちも働きまして、少しでも理解を深めてもらえたらということで、今、細かな説明をいただきましたので、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それではお尋ねします。

私は全協のときの説明の中でも、一つ非がこちらにあるというふうなことを言われたように思ったんですけれども、非があると認めているのになぜ控訴するのかというのが一番最初の疑問だったんですけれども、その控訴の理由の中の事実認定、どんな事実認定が不服で、もう一度、どのような事実認定、法律判断というのに不服があるのか。

本当に非を認めていながら控訴の要旨というのが、「敗訴の部分を取り消す」というのは、言葉としてこういうふうにするしかないのかもしれないかもしれませんが、まずは、たしか非があるというふうに認めているはずで、そのことに対してお聞きしたいということ、これも一つ。

それから、控訴はしたんですけれども、控訴をせずにこの判決を受け入れた場合、こうした1,900万余の損害賠償のお金というのはだれが払うことになるのかというのを、主文の中では、この金額の上限が多分書いてあるんじゃないかなあと見ながら見てきたんですけれども、市は渡船の方に全部渡したというふうだから、市としての払う分というのはどれくらいなのかというのを考えながら見ていたんですけれども、もし、各渡船の方にこのお金を払ってもらおうと思ったらどういような手続が要るのでしょうか。それも一緒に教えていただきたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） まず控訴の理由でございますけれども、新聞等でも報道がされておりますように、まず一つ目には、この判決について、船頭さんが常駐していなかったことを岐阜県が黙認していたにもかかわらず認定がされなかったということがまず一つでございます。

二つ目には、怠る事実についてという部分で、監査請求期間の制限に関する部分で岐阜地裁の解釈と他の判例等の事案とでは整合性に疑問があるというようなことでございます。通常ですと監査につきましては、「当該行為のあった日、または終わった日から1年を経過したときは」というのがあるんですけれども、こういった部分で5年分が認定されておるといような事実等が控訴の理由でございます。

控訴しない場合にだれがその判決で出たお金を払うかというようなことは、先般の全協の席で資料でお配りさせていただいたように、海津市に1,910万円ほど、それから両組合で足して大体1,900万近くになると思うんですけれども、それと岐阜県の土木事務所長さんも大体1,900万前後と、同じような金額になるわけですが、だれに幾ら払いなさいという負担割合というのは、その判決の中で決められていないわけございまして、判決の中でもう少しその辺がわかれば、もっといろいろ検討する余地があったのではないかなあという思いはするんですけれども、いずれにいたしましても、控訴理由といたしましては先ほど申し上げ

げたとおりでございます。

それと、もし組合が払うのであれば手続という部分につきましては、これは組合の代表の方とお話し合いをするということになろうかなというふうに思います。よろしく願います。

[挙手する者あり]

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 一つ、先ほど自治法の中の242条の2項のところを読まれたんだと思うんですけど、その後のただし書きのところも一緒に言っていたらよかったかなあと思うんですが、「正当な理由があるときは、この限りでない」ということで、判決自体が正当だったから、こういう判決が出たんだからというふうに私は思うんですけども、この実際に契約違反している、こういうことをやっているということが正当な理由にはならないと考えるということでしょうか。

○議長（西脇幸雄君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） 岐阜地裁の判決ではその辺を認めていただけなかったということで、今おっしゃった「正当な理由があるときは、この限りでない」というようなところを適用されたのではないかなあというふうに思いますけれども、海津市としては非は非として認めておりますし、岐阜県も認めていただいております。やはり私どもがその裁判で求めておる部分、認めていただくところは認めていただきたいという思いがございます。そういったことも含めまして、渡船組合の皆様方の思いも当然でございますし、そういったものも含めて上級審、上級の中の判断にゆだねたいということでございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（西脇幸雄君） 10番 飯田洋君。

○10番（飯田 洋君） 先ほど着手金のお話をいただきましたんですけども、一般的な裁判の場合にはこの着手金と同じような額、あるいは同じような率の成功報酬というのが、通常一般の裁判では弁護士さんとの契約があるんですけども、今回の場合は、この成功報酬といますか、最終的なお金の契約というものはないわけでしょうか。

○議長（西脇幸雄君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） 成功報酬につきましては、当然その裁判が完結いたしましたならば、経済的な利益の10%に加えて18万円というのがございまして、そういったものを完結すればお支払いをするということになろうかなというふうに思います。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） それぞれ議員さん、いろいろお尋ねになりましたが、過去のことにつきましては、せんだっての全協の折にも申し上げました。海津町が議会で予算を同意して、決算を同意されておりますので、金額等については私は触れないという姿勢でまいりたいと思いますが、議会も、それから執行部側も、いわゆる法に基づいていろんな手続、それからいろんな会議を推し進める。法はだれのためにあるか、これは我々のためにあるんじゃないくて万民のためにあるんです。考え違いをしやすいのが主権は在民にある、これは私の議員としての姿勢なんです。これをアピールするつもりはありませんが、何点かについてお尋ねをさせていただきます。

本来であるならば正直にいろんなことを御説明いただきたいと思いますが、なかなか申し上げにくい点もあるかと思っておりますので、それは申し上げられませんかとおっしゃってください。

まず1点目、先ほどもありましたが、新架橋の話が出ましたが、これは将来、県から委託を受けて、市が責任を持って事業を推進するのか。

それから二つ目ですが、実は私、あまり争いごとを好まないんですが、この際、上告を取り下げるつもりはありませんか、これが2点目です。

次に法に入りますが、これは先ほどもありましたが、自治法第96条1項第12号議決事項として私も判断をいたしておりますが、今回の専決された理由が非常にあいまいであります。皆さん御承知のとおり、前に副市長がおりますが、前は助役でありました。本年4月1日から地方自治法が改正されております。この専決事項の文言についても非常に厳しくなっております。議題にあるように時間的に余裕がない場合、以前は暇がない、抽象的でした。この時間的余裕がないとはどういうことか、この辺を御説明いただきたいと思っております。

それから、先ほど堀田議員が控訴の理由について二つお尋ねになりました。法律判断につきましては、6月15日の全員協議会で訴訟代理人の弁護士さん、お名前は申し上げない方がいいのかもわかりませんが、法的判断については弁護士さんのことをございますので、私は法律家じゃありませんので了解をいたしておりますが、事実認定については、今の部長の説明では私は理解できないということです。先ほども市長が申されましたように、争点の整理表、これは33ページに述べると当時弁護士さんがおっしゃいましたが、その中身について、どこがどう事実と違うのか、それを御報告ください。

それから、予算関係に着手金の話がありましたが、予備費流用は本来予算を立てる必要があったんじゃないかなと思っておりますが、執行部の考え方、特に市長さん、あなたは提案者ですので、市長からとりあえず総括のお答えをいただいて、担当部署、専門的な職員がお見えになりましたら御説明を求めます。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども申し上げましたが、これは総合契約を結んでおったわけですから。それが途中から実績主義ということになったわけではありますが、私は、確かに先生がおっしゃるように、裁判の細かい法律のことにつきましては弁護士さんの指導によりますところがあります。しかしながら、大局的に見まして総合契約とはいかなるものか。例えば、年間で200万なら200万で県道の確保をしてくださいと、そのことに契約を結びますよと。契約の細部にわたっては条件がなされておりますけれども、その条件もその場所の設営の仕方によって足を確保していただければ、30分以内にちゃんとやっていただければいいですよという暗黙の了解があったということを岐阜県は認めております。その認めていることに対して、裁判官がその暗黙の了解はなかったという判断をいたしております。それは渡船の部屋とか状況とか、そういったことを含めて総合的に判断をしていただきたいというのが我々の願いであります。

そして、それが全くなされていなかったということではなくて、あらしが来れば水をかき出し、船を守り、そしてお客さんが相当数減ったんだと思いますけれども、あれば30分以内に出ていける心の準備をしていたと。それは、渡船組合の方々は曜日で自分の担当を決めておったと伺っておりますけれども、それだけ拘束されるわけでありまして、そういったことが、例えば220万ぐらいでしたかね、その金額で果たしてよいのか。あるいは、あの渡船の事務所でいいのか、あの環境でいいのかということ、県と渡船組合の方々といろんな経費の軽減ということも含めて話し合いをされてああいう形になったのではないかと、そういうことを県も認めておりますということをおっしゃっておられるのに対して、裁判官がそれを県は認めておったとは認めないということであります。したがって、私はそのことに関しましては不服であります。渡船組合は、業務は行っていたわけでありまして、確かに利用する客は激減しておったかもしれませんが、そもそも総合契約、内容そのものはまだ考える必要があるかもしれませんが、年間、県道を確保するという契約のもとに行っていたということでございます。そういったことで私は上告をさせていただいたということでありませぬ。

時間的余裕がないということに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、あのとき何月何日という形で経時的な御報告もさせていただいたような気がいたしておりますけれども、当事者が、これに関係する方々が海津市は1人でございますが、岐阜県は5人、そして渡船組合が森下さんが4人、日原さんが48人いらっしゃる中で、お互いの意思を統一するという中で判断をしてまいりましたのでこういうことになったと、これは御理解をいただきたいと念願する次第でございます。

あとのことに関しましては、担当部長から御報告をさせていただきます。

○議長（西脇幸雄君） 建設部長 大倉明男君。

○建設部長（大倉明男君） 予備費の流用の件でございますけれども、5月31日に判決が出まして、14日までに控訴するしないという判断をするという中で、地元の関係の方、あるいは弁護士さんの関係もありまして、期限的に非常に厳しいものもございまして、その中で、当然控訴するという事になれば弁護士さんとの契約が必要になってくるというようなことでございます。そういった中で、11日に先ほども申し上げましたように弁護士さんとの契約、12日に控訴をしたというようなことでございますので、控訴する以前にその契約行為が必要であろうというようなことでございます。手持ちの予算としましては42万円しかございませんので、その不足分については緊急を要するというようなことから、予備費の方から不足分を充てて予算対応をしたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 質問にお答えください。最初に申し上げた、将来、まだこれを県から委託を受けて永遠にやるのかどうか、それから上告を取り下げのつもりはありませんかと聞いていますよ。したがって、当初申し上げましたように、議会の質疑は、当然議長は3回でとめちゃいます。答えをもらわなくてずるずる行くんじゃないで、このことについては答えられませんと、とりあえずおっしゃってください。

議長、カウントなしでお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 新架橋のお話が出たものですから、新架橋を進めるのかという趣旨にとりまして、これは県と国がやっていただけるものだという判断をいたしました。大変申しわけありませんでした。渡船業務を市が責任を持って進めるのかということでございますか。

〔「はい」と17番議員の声あり〕

○市長（松永清彦君） それでしたならば、今は実績方式であります。それで、ここのところは、もう一度県と渡船組合ともしっかり話し合ってみたいと思います。ただ、今、上告をいたしましたのは14日までということでございます。その中で私どもは新架橋、これは前岐阜県知事と現愛知県知事で、場所はもう決定をされております。それに向けて愛知県側は粛々と工事が進んでおります。残念ながら岐阜県は予算が少ないということでまだ、木曾川には三つ橋をかける予定でございまして、どれもなかなか整備が進まないという現況が続いておりますが、私どものこの考え方といたしまして、海津橋から、あの新橋を通して名古屋の中心地まで30分で行けるわけありますので、ぜひこの橋は進めてまいりたいと考えております。そのために、この渡船が果たして必要であるかどうか。これも地元の渡船組合の方も、我々

は一生懸命やっていたのに、ああいうふうに書かれると、だまして金を取っていたと。決してそんなことはないわけでありまして、総合契約というのは1年間でこれだけという、そして確保するという契約のもとでやっていたということでもあります。それが、例えば2日が365日出て240万円で済むか、あの事務所でいいのか、そういったことも含めまして今後検討してまいりたいと思っております。

上告を取り下げるかという御質問でございますが、これは事務所の所長さん5人と渡船組合二つと相談を申し上げながら上告いたしましたので、取り下げる予定はございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 控訴は取り下げない、渡船業務は新架橋の関係があるんで訴えをこのまま続けてどうするの、そういうお答えはいただいていませんが、当初申し上げたように、弁護士もおっしゃっていました。法治国家、法に基づいて粛々と進めていくということから、私は地方自治法の解釈についてお尋ねをしておるところもあります。

地方自治法の専決処分事項というのが、先ほども申し上げました。これは議員も御承知をいただいておりますが、地方制度調査会、全国の立派な人をお迎えして、この制度の改正を答申した結果、実は文言の修正になった。専門家であるならば御承知をいただいておりますが、そこに何が書いてあるか。いわゆる時間があるかないかという裁量は、市長の裁量であります。しかし、裁量するとき、これは実は自由裁量行為じゃないと書いてある。法規裁量行為、そのときにまた難しい言葉を最近になって使われております「羈束裁量行為」、羈束とは束縛を受ける裁量行為ですよ。先ほど市長は、地元渡船組合との協議が長引いてしまった、それは違うでしょう。海津市が訴えられました。これは市長初め住民4万1,000人が訴えられたと考えたら、なぜ議会に諮らないの、手順的に違ったんじゃないかな。これは私が申し上げたことで不理解な点がありましたら御指摘ください。

それから、争点の整理後に基づいて控訴事実が、実は書いてあるように事実認定との差、これは明らかにすべきじゃないでしょうか。

もう1点、予算についてお尋ねしました。皆さんお持ちじゃないですね、地方自治法222条をお開きください。何て書いてありますか。総務部長なら御存じですな。副市長ならもつと御存じだろうと思います。「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」。それじゃあ、先ほど申し上げたように、この案件は議決事項で予算が伴ってきました。予備費の性格は、どういうお考えかわからんのだけど、補正が専決されてもよかったんじゃないかなという私の意見であります。何か控訴ありきではなかったかな。

したがって、その条文の自由裁量じゃない大事な問題を法律に基づいて何でおやりにならなかったか。法規裁量とは何ぞや、これを再度確認いたします。

それから、222条についてもどういう判断であったか、法の判断をお示してください。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） まず第1に専決事由でございますが、星野議員おっしゃるように地方自治法の改正がありまして、従来ですと「招集するいとまがないとき」とか、そういうことが書いてありましたが、今回は「時間的余裕がない」ということになってきております。その辺ですが、星野議員おっしゃられたように、そのものの解釈については長にゆだねられておるわけでございますが、ただ実例の中でも、「その時間の認定については客観性がなければならない」とされておるといことで、今回、そういったことでいろんな理由、地元の渡船組合との関係、そういったことも考えて、時間的余裕がないということでしたものであるというふうに解釈しております。

そういったことで、なぜ事前に議会に御説明がなかったかということにつきましても、担当部長等が御説明しておりますように、そういった今までの経過を踏まえてしておいて、遅くなりましたけど、15日に、弁護士さんの自己都合、そういったものをお聞きしながら開催したということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、222条の予算を伴う条例、規則等についての制限でございますが、ここの中に「条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」というふうでございますが、当然控訴するには、先ほど大倉部長が申しましたように着手金等が必要でございますので、予備費の流用手続をいたしまして、弁護士との委託契約、そういったものを結んでおるといことでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 法の解釈というのは非常に難しいです。しかし、判例、行政実例、地方自治法の六法を見ておったんではわからないところがようけあります。したがって、この議場でやってみると、確かに私も当初申し上げたように法律家じゃありません。職員の中にも専門的な法律は授受できたとしても、当然聞かれて的確な判断を仰げる、私、やんちゃ坊主でやっておるわけじゃないんですよ。

一つだけ、市長はお答えいただいておりません。先ほど申し上げたように海津市が訴えられたんですよ。海津市民にどういう説明をしていくのか。私は控訴します、やりたいです、これではやっぱり成り立っていかない。市長は住民から信任を受けてなれましたが、議員

も逆の立場でチェックをしなさいとおっしゃっていただいています。したがって、この対応について手順が違ったんじゃないのと申し上げたんで、そのお答えだけいただきます。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほどからお話を申し上げておりますが、この案件は5月31日に判決がありました。その後、判決の内容整理等々で弁護士さんにお時間があつたわけでございまして、我々の手元にその文が届きましたのが週も押し迫ったころということで、そのときに市としてどうするか、あるいはこれは市だけではできません。漁業組合の関係者の方々、そして県の端元弁護士さん、そういった方々とも協議を重ねて決定をするということでありまして。それで、市民の皆様方には、こういう点で不服であるからということで2点挙げて、緊急時でございましたので新聞等々に発表させていただきました。もとより先生がおっしゃるとおり、市民の皆さん方の御意見を呈してやるのが当然でございまして、そういったことがございまして全協の席で、実は14日ということでしたが、確実に控訴ができる期限はその前日までにと、結論はその前の日ということをおっしゃっていただきましたので、まずは専決処分をさせていただいて、これは渡船組合さんとも話をさせていただいて、そしてそういった経過を踏まえて、市民の代表であります議会の先生方全員に御理解を賜ろうということで、15日の早朝に先生方に御足労願ったわけでございまして、そういったところの御理解もいただきたいと思っておりますし、今、先生御指摘の点は十分これから配慮してまいりたいと、このように考えているところであります。そういうことで、よろしく願い申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 事前にこの件については、質疑が終了した後、判断をして討論の通告をいたしておりますので、それに合わせてお願いを申し上げたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） これから討論を行います。

討論される方は壇上にてお願いをいたします。

承認することに反対者の発言を許可します。

17番 星野勇生君。

〔17番 星野勇生君 登壇〕

○17番（星野勇生君） 議長の許可をいただきましたので反対討論を行います。その前に皆さん方に御報告を申し上げます。

実は、海津市のホームページに市長の動向について掲載してあります。もう1点は、皆さん御承知のとおり、全協が15日に開催されましたが、前々日の連絡で集合いたしております。あわせて、先ほどの法の中で申し上げませんでした、急を要する場合については期間の1週間は必要なしという判断をいたしておりますので、それもあわせて、今回はこの同意できない理由を挙げて反対討論といたしますので、よろしく願いいたします。

報告第9号について、反対の立場で討論を行います。

平成19年5月31日、岐阜地方裁判所は、地元関係者の意と反する原告勝訴の判決が下されました。それを受けて海津市及び2渡船組合は、6月12日に控訴されました。

さて、3町合併をして海津市が誕生し、2年3ヵ月を経ようとしていますが、6月15日の全員協議会で海津市及び2渡船組合の訴訟代理人弁護士より判決の経緯と二審への控訴の報告のみで、海津市及び海津市長からの内容の説明もなく本日に至っております。私は、普通地方公共団体の根幹をなす地方自治法の判断において、市当局の判断と次の事項において乖離いたしておりますので申し上げます。

海津市が、地方自治法第96条第1項第12号の議決事項を議会を招集する時間的余裕がなかったことを理由に専決処分されたことは、地方自治法第179条第1項の専決権の乱用ではないか。法第179条は、先ほども申し上げましたが、地方制度調査会が地方の議会のあり方について答申をし、それを踏まえて、制度、本来の趣旨に則した要件の明確化等を図るべきであるということで平成18年に改正されていることは承知のことと思います。いわゆる今回の専決処分は、議会を招集する時間的余裕がないとは判断できず、議会の議決権を脅かすにすぎない。

また、現判決の事実認定には不服であると控訴理由にあります。これは総論であって、合併後、一度も説明がなく、議会への報告もなく、責任の所在も確定しないままで上告されたことは、私は合意できません。

予算関係では、予算の性格を考えると、今回、補正予算が上程されずに定まっています。これは真の海津市の財政運営ではなく、私的な財政運営であり、明らかに地方自治法違反と考えます。

よって、以上の理由をもって反対を表明いたします。見識ある議員の御賛同をいただきますようお願いを申し上げます。反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 次に、承認することに賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

〔9番 山田勝君 登壇〕

○9番（山田 勝君） この件につきましては、私もつい先ほどまで全く理解できずに、市長等にも質問を厳しくしておった一人ですが、今、星野議員からの反対討論ということでお聞きしておれば、言われればそのとおりの討論だなあという感じも、私、ひしひしと身にしみておりますが、賛成討論として、思いつきで申しわけございませんが、だれもないので、私、出てきてしまったんですが、そもそもこの件については、県並びに大垣土木等も黙認という形というか、見て見ぬふりというか、県道を維持管理しなきゃならんという観点から助成をされていた。また、甘んじて渡船組合も受けていた。そのトンネルとして海津市もそれに加担しておったというようなことございますが、本来でいけば理解しかねるところですが、渡船組合の現状を見ますに、雨が降れば水もかえなきゃならん、あらしが吹けば船が流されないように必死になってロープ等でとめなきゃならん、また増水すれば、当然流れないようにということで、結構最近それぞれの勤務先もあって、昔のように渡船で生活の足しになるというようなことは決してないということ等も含めて、この場合は皆さんの賛成を得て、何が何でも勝つということを前提に頑張っていたきたいと、そんなことから皆さんの賛成を求めるものでございます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（西脇幸雄君） これで討論を終わります。

では、採決をします。この採決は……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 反対討論、賛成討論がございまして、2時間、会議を再開しましてたとうとしておりますので暫時休憩をとっていただきたいと思いますがお諮りいただきたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） ただいま服部寿君から暫時休憩の動議が提出されました。ただいまの動議に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西脇幸雄君） この動議については所定の2人以上の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。この採決は起立によって採決します。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（西脇幸雄君） 起立多数で、よって暫時休憩することの動議は可決されました。休憩します。

（午後2時52分）

○議長（西脇幸雄君） 再開します。

（午後 3 時 1 2 分）

○議長（西脇幸雄君） では、報告第 9 号を採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9 番 山田勝君。

○9 番（山田 勝君） 私は身を削るぐらいの思いで賛成討論をさせていただきましたが、私、壇上でも言わせてもらったんですけど、星野議員に全く賛成、私も気持ちは一緒ですけど、今回こういうことになりましたので賛成の態度をとらせていただくということですが、執行部としてそれなりの、今後はこういった執行部がひとり歩きはいたしませんという言い方を、市長から私はお聞きして採決していただきたいと思いますので、その点、よろしくお願ひします。

○議長（西脇幸雄君） 大変山田議員には申しわけございませんけれども、質疑を終結しましたので、申しわけないと思いますが御容赦願ひたいと思います。

〔「議長、そうであります」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） では、報告第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。

報告第 9 号の専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立をお願ひします。

〔賛成者起立〕

○議長（西脇幸雄君） 起立多数で、よって報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑・答申を行います。地方自治法第 117 条の規定により、4 番 川瀬厚美君の退席を求めます。

〔4 番 川瀬厚美君 退場〕

○議長（西脇幸雄君） それでは、諮問第 3 号の質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第 3 号について、原案に異議なしと答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定しました。

[4番 川瀬厚美君 入場・着席]

○議長（西脇幸雄君） 続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第4号について、原案に異議なしと答申することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定しました。

続きまして、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。諮問第5号については、原案に異議なしと答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案に異議なしと答申することに決定しました。

次に、議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可します。

[発言する者なし]

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。これから議案第49号を採決します。

お諮りします。議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

次に、議案第50号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。これから議案第50号を採決します。

お諮りします。議案第50号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

続きまして、議案第51号から議案第58号までの8議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第51号 平成19年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 先ほどの事案で申しあげましたように、補正予算について予備費流用、その件についての考え方、今後、会期内での変更があるのかどうか、お知らせください。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 先ほども御説明いたしましたとおり、弁護士との委託契約を6月11日付でいたしました。要するに、契約する場合には予算がないと契約できませんので、その時点で予備費流用いたしておりますので、この補正予算において変更、そういったものはございません。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 教育費の小学校費、中学校費で特別支援教育アシスタント賃金というところがあります。これはちょっと前もってお聞きしたところによると、発達障害に対するアシスタントをそれぞれの学校に配置というふうなことはお聞きしたんですけど、ちょうどそのときに1点お聞きできなかったのは、賃金というふうですので、人数は小学校6名、中学校1名というふうに聞きましたけれども、どれくらいの時間を見てあるのかとか、それから時給なのでしょうか。あとは、その方に対する交通費だとか、そういう点についても教えていただきたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 学校教育課長 菱田秀樹君。

○学校教育課長（菱田秀樹君） ただいまの御質問に対してお答えをいたします。

まず、アシスタントの勤務時間でございますが、これは学校の事情等もありますので、週に28時間以内で学校等が必要な時間を設定していただくということでございます。

それから、これは身分的には日々雇用という形をお願いをしておりますので、時給は 850 円です。交通費等の支給はございません。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 身分は日々雇用で、今、交通費はないと言われましたけれども、これは総務の方にお聞きすればいいんでしょうけれども、今後、日々雇用の方の交通費、全然考えられないものなのか、そこら辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 考えておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） あともう一つ、日々雇用となりますと、たしか産休だとか、いろんな問題に対しても大変不利なところもあるように思うんですけれども、今後、働く方を少しでも何とか、できるだけ働きやすいような、そういうようなことを考えていけないかどうか、そこら辺のところも教えてください。

○総務部長（菱田正保君） 海津市の例規集の中に日々雇用の雇用に関する要綱がございます。その中でも労働基準法による有給休暇等をうたっておりますので、それに基づいていたすことになっておるということでございます。以上です。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 10ページですけど、消防費、非常備消防費の中の公務災害補償基金負担金増ということで上げてありますが、これはどこでこういうことを指示されてきたのか、あるいは市でもうちょっと基金をふやそうということで積むことになったのか。その点について教えていただきたいと思いますので、お願いします。

○議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。国の方から本年の3月30日付で政令の改正がございまして、その関係で団員の退職報償の関係の掛金が1名当たり 2,000円アップになるという通知が参りました。その関係で 2,000円掛ける条例定員、この条例の方は前年度の10月1日現在の団員の定数、条例定員を掛けるものでございますけれども、2,000

円のアップということでございますので、今回の追加の補正をお願いするというところでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） これ見せてもらうと一般財源ということで、勝手にこれこれ積みなさい、基金は地元で捻出しなさい、国からは何も出しませんよということで無理やりこういった財源をつくると、単純に言えば身勝手過ぎせんかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 直接消防を担当しているわけではございませんが、補正予算を担当した方から申し上げますと、この制度は山田先生も議員になられる前からある退職報償金に対して国も出して、その基金の方に掛金するものでございまして、掛金を払うための補正でございまして。要するに、収入の方については、これは18年度の退職者から申し上げますと、退職者5年以上は、その基金をいただけますのは約八百五、六十万というふうに聞いておりますが、掛金が1,100万ぐらいになるものですから、本来、掛金ともらう方と考えると損みたいでございまして、ただ、海津市については比較的若い在职期間で退職されますのでそういう結果になりますが、その年によって古い幹部の方が退職されますと、掛金以上の額になるということでございますので、一つの保険と言ってはあれでございまして、全国の公共団体が出資して、その中でお互いに助け合って報償金を払っているということでございまして、今始まったものじゃございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

そして上がったのは、全国的に団員の在職年数が多分年齢が高くなってきて、そういったことで退職報償金も多くなってきたということで財源が今後不足してくるということも懸念され、事前の措置をされているというふうに聞いております。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） ちょっと私、部長の説明やと退職団員、退職団員と言われるが、ここには公務災害補償基金ということやが、これ一緒に考えてよろしいんですか。

返事もらったでいいわ、わかりました、一緒なら。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

次に、議案第52号 平成19年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第53号 海津市基金条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第54号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） まずもって先ほどのことですが、総務部長、51ページには消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例があるが、退職と同じ考えでいいのかということと、それから52ページの「消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）」と表示がしてあるんですが、この場合は、例えば消防団員が不足して、民間、一般の人が手伝ってけがをしたというようなことが発生した場合に、こういったことに該当するのかわからないのか、その点お願いします。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） とりあえず、先ほど私の説明とこれと食い違うとおっしゃられたので、その点だけ御説明いたしますと、今回条例改正するのは公務災害補償条例、けがをした場合とか、そういった場合のが上がったということでございまして、その基金の中には公務災害の方と退職金の方と両方仕事をやっておりますので、先ほど補正予算に上げましたのは、退職金のその部分の補正予算を上げただけでございますので、こちらの方は、消防団員、それから消防作業協力者、そういった人のけがの場合にそういったものが加算されると、基礎額が改正されるということでございますので、退職金を払うのとけがと一緒に考えにならなくて、条例の方はけがとかそういった方でございますし、補正予算の方は退職金分の掛金、要するに掛金の中には退職金分と公務災害と両方の掛金がございますけど、今回補正をお願いしておるのは退職金分の掛金でございますので。もとは一緒の基金ですから、そういったふうになるということです。

○議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） 大変紛らわしいようなことでございますけれども、実は退職消防団員の関係も大きなあれでいきますと、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令というものから出ております。その中に消防団員の退職報償金の掛金のことがうたわれておるわけでございます。その関係で、先ほどの補正予算の10ページの解説の部分でござい

ますけれども、公務災害補償基金の負担金増というようなあらし方をさせていただいたということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、2点目の消防協力者でございますが、もちろん協力をしていただいていたがをされたとか、また救急現場での協力者とか、そういった災害現場での協力をいただいた方は当然対象になるということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） よろしいですか。

○9番（山田 勝君） 52ページの右側の5条の2行目、消防作業従事者等というのは非常勤消防団員等という書き方がしてあるんですが、その「等」というのには一般の人も入るのかどうかということをお尋ねしておるんです。

○議長（西脇幸雄君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） 先ほど申しましたように、これに該当する方は非常勤の方でございますけれども、消防団員、それからもちろん非常勤の水防団員の方、そしてこういった災害現場で民間の方ですけれども、協力をいただいた方等が入ります。そういった方を総じて、ここの括弧書きにございます「非常勤消防団員等」というあらし方をしておるわけでございます。以上でございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第55号 海津市立保育所条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第56号 海津市立子育て支援センター条例の制定についての質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） それでは、条例の3条と4条に関してお尋ねします。

子育て支援センターを常に良好な状態において管理というふうになっておりますけれども、実際、辛亥の耐震とかということを考えたら、なかなか良好な状態にというのは、この先どういうことを考えてみえるのかなあというふうに思います。今、中のガラスを取っ払って、上の窓のガラスを取っ払ってしまうと、耐震とかにも問題があるからそれを外せない。でも、窓が落ちてくると怖いという状態があるというふう聞いておりますし、それから子育て支援センターに所長、その他必要な職員をというふうなところで言いますと、現在の職

員の方というのは高須保育所に所属する職員の方が見えているというふうに聞きますけれども、きちんと子育て支援センターに、それは身分だけを所長とするのか、そのまま高須保育所の方に所属しながら身分を所長とするのか、そこら辺のところをちょっと教えてください。

○議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） 堀田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の、子育て支援センターの良好な管理状況、耐震の方でございますが、これにつきましては、今現在では耐震対策は不完全だと思っておりますので、今後対応をさせていただきますと考えております。

それから職員の件でございますが、今おっしゃっていただきましたように、現実には高須保育所の保育士が2名、9時から3時まで辛亥の子育て支援センターの方へ出向き、そこで勤務をいたしまして、3時以降、皆さんが帰られてから、また高須の保育所の方へ戻るという勤務体制でございます。

それで、職員の身分といたしまして所長とか、ここにはそういうふうに書いておりますが、置くことができるとなっておりますが、実際には高須保育所の保育士が担当いたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 職員のことでもう少しお願いします。

子育て支援センター自体は、ここでは辛亥のというふうになってはいますが、海津・平田・南濃とも子育て支援センターを今やっています。そういうふうになれば、辛亥のところを中心にしたいというふうなことも言われましたので、子育て支援センターを管理するというふうな意味でしっかりとした責任者、全体を見られる責任者、ただ単に保育所の方から2人を出向させるという形じゃなくて、全体を見渡せるようなことを考えていけないかどうか。そこら辺のところを支援センターと保育所というのを分けて考えるということは今後されていくのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（西脇幸雄君） 児童福祉課長 平野敏君。

○市民福祉部児童福祉課長（平野 敏君） 子育て支援センターについて考え方を申させていただきます。

子育て支援センター事業につきましては、現在、地域子育て支援センター事業ということで国の方からも通達が来ておまして、支援センター事業の考え方については変化しておまして、子育て支援センターとして、支援事業として、センター型とつどいの広場型という形で、子育て事業については法改正されながら来ております。まだきちとした役割につい

ては位置づけがされておられませんので、それぞれの保育園の体制に基づいてやっているという状況でございますので、ハード的にもソフト的にもきちっとした体制ができましたら、そのような形でセンターをきちっとした位置づけにしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 体制ができたというふうに言われましたけれども、今、それぞれつどいの広場も、ここの辛亥も同じようにやっていかなくちゃいけないからとか、それから保育所の方では、行かないから一つの事業を辛亥ではやらないとかというふうなことを聞きますので、やっぱり支援センターは支援センター、要はつどいの広場もあわせての支援センターというふうな形で、別個のものとして今後も検討をお願いしたいと思えます。

○議長（西脇幸雄君） 児童福祉課長 平野敏君。

○市民福祉部児童福祉課長（平野 敏君） 子育て支援センターにつきましては、ハード的に辛亥保育園を位置づけさせていただきましたので、支援センター事業というものがきちっと整備されましたら、私の方もそのように体制づくりを、人的な面から見てもきちっと整備できるような形になりましたらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 辛亥保育園が前の条例でなくなりまして、子育て支援センターとして辛亥保育園を使っていただく、使っていただくと言っても私の施設じゃございませんけれども、この3条、市長は子育て支援センターを常に良好な状態において管理しということでございます。かねてから私も言わせていただいています、あそこの状況等を。管理というのは、今の施設内の窓ガラスが落ちる、部長御存じのとおり、なぜ入っていないかという、木の枠が外れるということでございますが、施設面の管理もそうですけれども、将来、海津市を背負っていただく子供たちの良好な管理、環境の中で支援センターを維持していくという中なので、果たしてあそこがということで、常に努めなければならないとなっておりますので、市長はこの3条、当然条例をつくられますので、きちんと管理をしていただきますようお願いしたいと思います。質問ではなくて要望ですみません。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 8番 近藤輝明君。

○8番（近藤輝明君） 先ほどから堀田、服部両議員がるる御質問されました。ほぼ同じよう

な質問でございますが、辛亥保育園改め辛亥子育て支援センターと名称が変わり、決してこの56号を反対するものではございません。過去に質問もさせていただき、ようやくここに誕生したということに大感謝を私申し上げるわけでございますが、特に今要望に終わりましたが、私、第3条にありますように市長の取り組み方の方向づけ、今部長が申されました、耐震補強云々は今のところと言われましたが、こういうことも含めまして、よりよい良好な環境、御存じのように、いつとき現地視察をしたことがあります、あのすばらしい悪臭、そういうことも含めまして、市長、これからの取り組み、方向づけをお伺いしたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） このことに関しましては、私は県会議員のときから服部寿議員の要望を受けてまいりまして、それでいろいろ県に要請をいたしまして、その測定をさせていただいているわけですが、それが規定以上ではないということで、今出しておられる企業さんに意識のお願いをしていくと、そういうことであろうかと思っております。そういう努力はしてまいりたいと思っております。日により、そして風向きによりにおうわけですが、その辺のところはそういった努力を地道に続けてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 8番 近藤輝明君。

○8番（近藤輝明君） 今、対応、これからの対策、方向づけ等々申し上げられました。やはり海津市にとりましても少子化の中の財産、宝物を預かっておる実態、よりよく考えていただき、まずは早期実現、耐震補強も含めて、そのあたりの良好なる環境をよろしく願いたいしまして、要望として、また感謝の気持ちも込めて終わります。ありがとうございました。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第57号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第58号 海津市老人福祉施設条例の制定について質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） ページ数でいきますと、64、65、第7条、第10条、それから別表1と
いうことに関連して質問させていただきたいと思います。

まず、入浴料というか使用料ですか、これについては第10条で一応その例外規定という
か、本市に住所を有する65歳以上の者、それから2番ということで、ここで一つお尋ねで
ございますけれども、まず癒しの湯（新浴室）、それから長寿の湯（旧浴室）、いずれにして
もその範囲内ということで、天井が500円ということでありまして、これはイメージ
として、従来の100円部分を改装して、もちろんその範囲内ですので天井とは決まってい
ないと思いますけれども、どうもイメージとして、まずその両方のお湯を比較したとき
に、ほぼ同等のサービスというか、満足感が入浴者に対して同じような感覚ならば、私
は料金は同じでいいと思うんですけれども、そのあたり完成しておりませんのでわか
りませんが、今までの旧の浴室と今度の新しいところは、私のイメージとしてはす
ごくスーパー銭湯的な、サウナだとか、いろんなのがあって、そしてどちらかとい
うと高級感を持つと。一方は今までどおり、多分浴室は一つで、大きな浴室があ
ってというようなイメージかなあと考えておるんですけど、それが天井ですので、
当然これからこの下はお決めになるんだと思うんですけど、どうも同一の天井
料金というのがいまいच्छりこないんで、どうしてこういうふうなことになるのか
、まず1点、御説明をいただきたいということと、それから10条の本市に住所を
有する65歳以上の者、この方の適用は一体どうなるのか。こういう例外規定
だけ定めてあって、市内の高齢者身体障害者は身分証明書を出せば200円とい
うことでありますけれども、市内の高齢者についての規定はないような気がする
んですけど、これは何で定めてないのかなあとということが一つ。

それともう一つ、小人、子供ですね。これの定義を何歳から何歳までとい
うことがこの中には出てきません。一応赤ちゃんも含めて小人なのか、この
あたりの定義をきちっとしていただきたいというふうに思いますので、まず
その3点についての説明を求めます。

○議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） 永田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず別表1の関係でございますが、こちらにございますのは1人1回当たりの
料金ということで癒しの湯と長寿の湯、癒しの湯の方は新館、今現在工事を
やっております新しい方でございます。それから長寿の湯の旧館、旧浴室
の方が現在御利用いただいております、前からある大浴室でござい
ますが、これにつきましては両方とも大人が500円と小人200円、同
じでございます。旧浴室の方につきましては、先ほどの10条にありま
すように本市に住所を有する65歳以上の方と、本市に住所を有する
身体障害者福祉法の1・2級の手帳をお持ちの方については200円とい
う料金の設定をさせていただいております。それから、福祉浴室は
家族ぶろでございまして、少人数、家族が入っていただける程度の……。

〔発言する者あり〕

○市民福祉部長（佐藤博章君） すみません、家族ぶろにつきましては福祉浴室ということで、予約制で身体障害者の1・2級手帳所有者と要介護者で介護保険の被保険者証の所有者ということで、その方を優先させていただいて、あいているときには一般の方も御利用いただくということを考えております。こちらにつきましては、割り引きはございません。

永田議員さんおっしゃっていただきましたように、新しい浴室の方と旧の浴室の方が一般の方ですと料金が同じ500円ですので、これはあくまで上限ですが、これにつきましては旧の浴室の方は今までどおりの浴室で改修いたしまして、常時源泉をオーバーフローさせるといふ方式の湯で希釈はいたしておりませんので、今までの温泉と同じ格好ということでございます。新しい癒しの湯の方につきましては、各露天ぶろとか、サウナとか、いろいろとございますが、こちらは一部希釈とかなんかもいたしておりまして、そういう関係もございしますので、その辺、入っていただく方がどういうふうにおとりになるかはちょっと疑問もあろうかと思っておりますが、そんなことで先回の6月8日に海津苑の運営協議会を開かせていただいた折に御決定をいただいております。以上でございます。

〔「小人の定義」と6番議員の声あり〕

○市民福祉部長（佐藤博章君） 3歳以上小学6年生までです。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） まず1点、今の3歳から小学6年生までだとすると、そういったことはここに定義として書いてほしいと思う。なぜかという、小人というのは一体どういう人なんやということ。

それからもう一つ、これは宿泊の方でもありますが、例えば赤ちゃんを連れてきたとき、この人たちも1人という計算になるかどうかと、いろんな問題がありますので、例えば3歳以下は宿泊料はどうだとかこうだとかということは、これからは家族で来ていただくということでありますので、そういった点で、この摘要欄なり何なりに年齢等を親切に表示するとか記載しておくことが私は大事ではないかなあというふうに思っておりますので、そういう点、後でまた見解をお伺いいたします。

それから、第10条のさっき言われた減免の、本市に住所を有する65歳以上の者、この人は200円だとおっしゃったけど、摘要欄のどこに書いてありますか。これ、例えば「長寿の湯利用者で、市内高齢者身体障害者」と書いてあるだけで、「高齢者」という単独の言葉はないんですよ。これ、例えばこの文面からいくと「市内高齢者身体」、高齢者の身体障害者としかこの文面は受けとめられないんですよ。市内高齢者と身体障害者ならわかりますけど、これは一つの文章であるがゆえに、その市内高齢者というところは、はっきり言って、私は

この本文からは読み取れない。だから、これは条例ですからきっちりしておかないと、この1級、2級の身体障害者はあるけれども、身体障害者は手帳があればいいということは、高齢者全部の65歳以上の身体障害者はいいというふうにしかなこの文面は受け取れないような気がいたしますので、いま一度そのあたりの見解について、これもお答えをいただきたいと思っております。

それから、これは市長さんにお尋ねするんですけど、長寿の湯は、今まで市民の皆さんは100円のイメージがすごく強いわけです。だからといって100円にしてくださいとは言いませんけれども、どちらかというと、新しい癒しの湯は高級感というか、言葉はちょっと悪いんですけど、こちらの方は大衆浴場的な感覚でございますので、天井料金範囲内ではありますけれども、今度料金を指定管理者とお決めになるときに、当然そのあたりを十分配慮していただいて、実質料金は何とかそういうふうに、今まで100円であれば、例えばこれが200円であれば300円とか、何かそんなような料金設定をお願いして、一方は500円とか、そういうような感じにしていきたいと思っておるんですけど、そのあたりここで答弁していただけることかどうかわかりませんが、意見だけでもお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、市民福祉部長には今の2点、見解をお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 永田先生の御意見に対しまして、まことにそうしたいと願っておりますが、経営ということが一つございます。そのところは指定管理者と、例えば私は週に曜日を決めて、この日はもとに戻すとか、これは指定管理者と相談しなくてはいけませんので、経営ということもありまして、そういう努力はさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） 市民福祉部長 佐藤博章君。

○市民福祉部長（佐藤博章君） それでは、まず市内の高齢者の65歳以上の方ですが、これにつきましても証明書を発行いたしますので、それを提示していただいた方が対象になるということでございます。

〔「そんなこと聞いておれへん、それは摘要欄にどういうふうに表示されておるかということ」と6番議員の声あり〕

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 規則の中にその証明書を発行することになっておりますから、現在でもそうなんです、摘要欄で市内高齢者身体……、規則の方でそういうふうになっておりますから、本来はその真ん中に何か打った方が見やすいかわかりませんが、「高齢者身体障害者身分証明書」というのを発行するんです。65歳以上の人は写真をつけて発行して、障害

者の方も、手帳を持ってきていただいて写真をつけて発行した証明書を持ってきていただければ 200円という意味でございますので、これは従来と何ら変わっておりません。

下の福祉浴室は、従来言っていました家族ぶろ、そういったものについては市内と関係なく身体障害者の1・2級の手帳の所有者、それから介護保険の保険証の所有者というふうにしておりますので、ちょっと誤解があるような書き方になっておるかわかりませんが、また規則の方できちんと減免とか、そういうふうな手続を書かなきゃいけませんのでしていきますし、それから先ほどおっしゃられました小人の見解と宿泊した場合の小人の扱い、当然布団を1枚使った場合には大人の料金と一緒にしろかと思いますが、添い寝をどうするかとか、そういった関係も、今後、運営委員会の方にもお諮りしながら検討を進めなきゃいけないと思っていますので、今後、規則の方でそういったことも調整して、これは12月1日からの施行になりますけど、ただ、指定管理者等のこともありますので、早目にそういったことも調整をしていきたいということになると思いますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） なかなかこの文章を変えるというのは難しいかなあという気はいたしますけど、はっきり申し上げますけど、これは規則というか大事な問題ですので、今のおっしゃっておる意味はわかるけど、これをぱっと見たときに、高齢者はこれには出てこないような感じがいたしますので、やっぱり紛らわしい表現というのは避けていただく意味で、高齢者及び身体障害者身分証明書云々というように、どこかで高齢者と身体障害者を一つの文言ではなくして区切るような文章に、次の機会、もしくは文教福祉委員会でよく審査をいただいて、報告の中でそういう説明を願えたらと思っています。

それから総務部長、今言った小人の年齢のこと、これもきちっと後日、またこの後の12月までの間に、何らかの形でこの中にはっきりとした定義をしてもらえるわけやな、この摘要欄か何かの中に「小人とは」というのを。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 規則でいたして、それから当然御利用の方についてはパンフレット、そういったものについては、きちんとそういうふうには定義を書いて周知できるようにしていきたいというふうになってくると思いますので、よろしく願います。

○6番（永田武秀君） 要は、我々は今議場で審議しておるんやで、条例の中にきちっとそういうものは明記すべきやと思うんや。きょう修正とか、そんなことはできないにしても、そういう点だけ僕は指摘をしておきたいと思えますので。

〔「定まっておる、小人の定義というものが」と呼ぶ者あり〕

○6番（永田武秀君） 定まってないよ、どこに定まっておる。

〔「児童福祉法で定まっている」と呼ぶ者あり〕

○6番（永田武秀君） 3歳と小学生までと決まっておるかね、それは違うだろう。

〔発言する者あり〕

○6番（永田武秀君） だから、それはわかりやすくしておいてください、いろんな解釈があるので。それを条件に質問を終わりますけど、いいですか。

〔「質問と質疑というのは全く違うよ」と呼ぶ者あり〕

○6番（永田武秀君） だから、そういうことでお願いしたいと言っているんですよ。

〔「お願いは質疑じゃないんですよ」と呼ぶ者あり〕

○6番（永田武秀君） 何ですか、それなら。

〔「自分に思うことを聞くのが質疑です」と呼ぶ者あり〕

○6番（永田武秀君） だから、聞いて、そうだと、やるとおっしゃっておるから……。

○議長（西脇幸雄君） 静粛にお願いします。

○6番（永田武秀君） 僕らはそれ以上の発言権がないがね。それなら委員長報告でそれをしてください、またお尋ねしますから。よろしいですね、委員長。

なら、委員長報告で聞くと同時に、私はそういうふうにされた方が好ましいと思いますので、お願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 9番 山田勝君。

○9番（山田 勝君） 私が口を挟むところではないと言われるかもしれませんが、先ほどの高齢者と障害者ということですけど、ここの表の摘要のところに表示してあるとおり「市内高齢者身体障害者身分証明書所有者は 200円」ということですけど、そんなものがどこにある、ここにあると、私もちゃんと持っておるが、そのとおり書いてあるんです、この証には、写真入りで。これで全国共通ですので、私は。そういうことで、これでいいということですが、強いて言うなら、この市内と書いて、その後身分証明書までを括弧でも入れておいてもらったらわかりやすいんじゃないかということを思いますし、確かに委員会で3歳から小学校6年生、卒業するまでが小人という協議もいたしましたけど、たまたまそういったことが表示してないので永田議員からそう言われたんやと思うが、やっぱり入れておくべきだと思いますし、もう一つ、皆さんにも聞いてもらいたいんですけど、75ページですけど、右側の20条の1番ですけど、「公安又は良浴をみだすおそれがあるとき」と、こういった文面があるんですが、どこを見ても、いわゆる背中にえぞっておるとかという、俗に言う入れ墨、それなんかは一切お断りするとか、入浴を禁ずるとかというようなことがうたっていない

わけですが、これは絶対どこかに厳しく掲示もしていただきたいなあと思う。なぜやというのは、先日も尾張温泉へ行ったら、すばらしい見とれるような入れ墨をえぞった人が入っておったんですけど、やはりお客様はその周囲へは寄っていかんということと、私はそっと従業員に「あんなえぞりからかいた者を認めておるのか」と言ったら、「ええ、ここは、この辺ではないけど、岐阜の海津苑とここだけは認めておりますよ」と、こういう言われ方、私がどこやとは言わなんだけど、そういった反応が返ってきたので、海津苑は入れ墨もオーケーやという評判になっておるのかなあと思ったんですけど、そういったことで非常に他のお客さんに迷惑がかかるので、ぜひこれも佐藤部長、ひとつそういったことも上げてもらうようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 14番 伊藤仁夫君。

○14番（伊藤仁夫君） 先ほど来、料金についてお話がございましたが、癒しの湯、また長寿の湯についての回数券を、これは明記してございませんが、11枚つづり 5,000円というような温泉委員会では話があったかと思えます。それから、2,000円で11枚つづりというのがどこかに明記してございましたら御説明いただきたいと思えますが、回数券についてどのようなお考えで見えますか、よろしくをお願いします。

○議長（西脇幸雄君） 海津苑所長 水谷辰巳君。

○海津苑所長（水谷辰巳君） これは指定管理者ということで、またそこら辺は規則の方で明記したいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 14番 伊藤仁夫君。

○14番（伊藤仁夫君） 前回、温泉委員会ではきちっと明記してございましたよ。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 今後、指定管理者の公募とか、そういったことをやりますので、そういった中で、利用料金が最高が 500円になっておりますので、この以下で今度指定管理者は応募してくるわけでございますので、その中に回数券とか、そういったこともこちらの方も条件を入れれば、その回数券は、仮に12枚つづりで 4,000円になるのか、400円にされるのか、11枚で 5,000円になるのか、その辺は、条件のいいところと今度指定管理者の契約をしますので、指定管理者に回数券を発行することという条件は、こちらの指定管理者の仕様書をつくるのには入れることになると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 16番 水谷武博君。

○16番（水谷武博君） それでは、1点お聞きしたいんですが、まず基本的なことございま

すけど、ページ数でいきますと64ページでございます。第1条、2条、3条にかかわること
でございますが、私、昨年だったと思っております。議長当時でございましたんで、海津苑
がまだ着工される前に施設の名称について要望をいたしておきました。私の知っている範囲
でいきますと、海津町時代に海津苑の償還金は終わっております。ここに老人福祉施設と書
いてございますが、老人福祉施設と名乗る足かせ、海津苑は海津苑でよろしいんです。それ
の頭に老人福祉施設という名称を使わなければいけない理由があるのかなのか、教えてい
ただきたいと思えます。

私は、今度来年、リニューアルオープンして、イメージアップを図って、そしてまた指定
管理者制度で民間の方に多分委託されると思っております。これから若い方も、それぞれ家
族の方も多く来ていただかなければならないと思えますが、あえて申し上げます。「老人」
ということを入れなければいけないということがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 海津苑所長 水谷辰巳君。

○海津苑所長（水谷辰巳君） 老人福祉施設、前条例からそうなんです、60年に、今のこ
こで言う高齢者生きがいセンターというのがあるんですが、そこが国の補助金をいただいてお
ります。それで、今度改修するというので今の補助金が、まだ60年ですので県の方で補助
金返還とか、いろんなことの関係があるわけでございますが、老人福祉という中でその補助
金はいただいております。今の補助金返還をしまえば「老人」というのは取れると思う
んですが、今現在取れないということで、「老人福祉センター」という名前で引き続きお願
いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 16番 水谷武博君。

○16番（水谷武博君） といいますと、今、施設長の答弁でいきますと、まだ補助金返還があ
るということでございますか。あるなら、何年まであるということでしょうか。

○議長（西脇幸雄君） 海津苑所長 水谷辰巳君。

○海津苑所長（水谷辰巳君） 今、その手続中でございます、補助金を60年のときにいた
だいているわけでございますが、金額にして700万ということでございますが、それを現在、
その施設を壊して今度新しくするわけでございますが、現在、それを取るということはちょ
っと難しいと。条例上、「老人福祉センター」ということで、今後も確認申請とか、そうい
うものも「老人福祉センター」と言っておりますので、それでお願いしたいと思っております。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 水谷所長、まだ4月になったばかりでございますので若干補足さ

させていただきますと、現在、宿泊棟のある東の方ですが、新しいところが生きがいセンターとして、その当時、県の補助金をいただいております。その関係でまだ年数がたっていないものですから、他に利用する場合については補助金の返還が入ってくるということになるかと思っております。そういったことをなるべく避けるために、そのところは会議室にしたり、下の方は宴会場になっているんですが、そういったことも含めながら現在協議しておりますので、条例上では老人福祉施設として、名前はやはり残さなきゃいけないと思いますが、先般、運営委員会においても屋上の看板はどうするのかというような御意見もありまして、それについては老人福祉施設というのは外しちゃって「海津苑」というふうな名称にしていきたいということを運営委員会でもお話ししたしておりますので、実質もそのようにしていきたいと。条例上のことだけはそういったことで御理解をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 16番 水谷武博君。

○16番（水谷武博君） それでは、ただいまそういう総務部長の答弁でございましたが、第2条の（1）で名称、海津市老人福祉施設と書いてありますが、あえて第1条で海津市に老人福祉施設を設置するとうたってあります。それなら名称は海津苑でもいいのではなかろうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。3回目の質問でございましてこれ以上は申し上げませんが、またの機会にしますが、あとは御答弁をいただいて、質問を終わります。

○議長（西脇幸雄君） 副市長 水谷敏行君。

○副市長（水谷敏行君） この件につきましては、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございまして、できれば前の老人福祉施設条例を廃止して新たな条例をつくりたかったんですが、先ほど説明したような状況でございましたので、今回、全条改正という形をとりましたけれども、従来のを残さなければならないところは残した上で改正をさせていただくような案を出させていただきました。その結果、名称につきましても、先ほどの理由によりまして、従前の名称をそのまま今回使わざるを得なかったというのが内情でございまして、そういう意味で「海津市老人福祉施設 海津苑」というのが正式名称ということで、そのまま改正案につきましても使わせていただいたということでございます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございせんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 2番 堀田みつ子君。

○2番（堀田みつ子君） 1点だけ、ここで第10条の利用料の減免という中で、身体障害者手帳の交付を受けて、自分はいいけれども、例えばどうしてもサポートする人が要するという場合、そのサポートする人の減免というのは、4にある「その他市長が減免を必要とする理由

があると認めた者」の中に入れていただけるのか、いただけないのか、それだけお願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 海津苑ばかりじゃなくて水晶の湯がありますので、今後、もう少し検討させてください。そればかりじゃなくて、福祉浴というんですか、家族ぶろの方もそういうことも関連しますので、指定管理者の中でオーケーが出る可能性もないわけじゃないもんですから、そういったことを含めながら、もう少し検討の時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（西脇幸雄君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第51号から議案第58号までの8議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第58号までの8議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月28日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

続きまして、議案第59号 財産の取得についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 先ほど一般質問で飯田議員の質問にも出ておりましたんですけど、多分その土地と同じじゃないかと、これは想像であります。

そこで、この2番の取得の目的でありますけれども、一般廃棄物最終処分場用地ということで、いわゆる取得の目的が処分場となっておるんですけども、これは先ほどの話だと、いわゆる何とか広場とかという話であったような気がするんですけども、何か理由があつてこういうことになっておるのかどうか説明をいただきたいのと、それから土地の取得の方法は、土地開発基金で買うと言われましたけれども、これは一般的な売買なのか、公有地拡大法とか、土地の取得の方法はどんな方法で買われるのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 一般廃棄物処分場といたしましたのは、まだ一般廃棄物処分場で

あります。埋め立てがまだ完了いたしておりませんので、今後、できたら今年度中には埋め立てを完了して、それが終わって2年間経過措置、一般廃棄物処分場のまだ経過措置を見ながら、それが終わって県の検査が済んで、それからが多目的広場でございますので、買った翌日から多目的広場という意味じゃありませんので、その辺も全員協議会でも御説明したと思いますが、そうするとまだ2年二、三ヵ月ぐらいは一般廃棄物処分場というふうでございますので、そういった目的で現時点では購入する方法しかないということでございます。

それと購入ですが、公拡法も何も使っておりません。普通の売買ということでございます。公拡法、それができたらというふうなお話もありましたけど、時間的にそういったこともできないということでやらなかったと、相手もそういうふうな理解をされているということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 僕は、このあたりの今の取得の目的ですけど、これは現況がこうだから、要するに目的がこうだというのはちょっと違うと思う。例えば、道路や何かをやるときに地目は田だったと、そうしたら、それを田で買うのかといたら、将来的に道路にするとか、道路用地だとか、あるいは何々を建設するための用地だとかということ、目的をはっきりさせた上で土地の取得をするのに、これだと一般廃棄物の処分場がまだ足らなくて買うということになってしまうわけで、目的は現状の状態ではなくして、やっぱり将来何にするんだということが目的じゃないかと私は思うんです。土地の現状を何も説明する必要ないと思うんで、そういった意味から言えば、将来はこうするから市民の税金で土地を買いますよという、やっぱり目的はここではっきりさせないと、処分場のためにどこか、じゃあ、ごみを捨てる場所がないので用地を買うんだという話になっちゃうと、僕はこれは意味が違ってくるのではないかなあという気がするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 御質問の趣旨は十分理解できるんですけど、やはり現状がまだ県の確認とか、そういったものが終わっていませんし、まだ最終処分場といっても閉鎖したわけではございませんし、山土で埋めるのが全部完了しておりませんので、一般廃棄物処分場として、それは埋めることができなくても処分場は処分場でございますので、そういったことをさせていただいたと。

確かに多目的広場とか、そういうふうに出すこともできるわけでございますが、それは十分御説明をいたして、全員協議会でも今後の使用はと御質問があつて、こちらからも現時点では多目的広場として当分の間は使っていきたいと。その後、土地利用とかいろいろなことを考えながら、またどういったものをつくるかということも議会とも御相談しながらしてい

きたいというふうに十分御説明いたしております。

ただ、議案の中では、先ほど申し上げましたように一般廃棄物処分場ということでしておると。道路を買う場合の畑とか田とか、そういった事例も申し上げられましたけど、ただ、この池については永田議員も御存じだと思いますが、長年の間、豊和工業から無償でお借りして、あれだけのものを処分できたということもありますので、そういったことも考慮していただきながらお考えをお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 6番 永田武秀君。

○6番（永田武秀君） 別に反対するとか、そういうことじゃなくして、結局は、こういう土地の取得についても市民にも公表せないかんわけや。議会はそうやって説明があったからいいとおっしゃるけど、例えば議会だよりでも目的は何だと、一般廃棄物最終処分場用地だと、まだ何かごみを捨てるところが足らんのかなあとということになっちゃうわけですよ、取得の目的だから。取得の目的と現状というのは根本的に違うと思うし、将来的にこういうことに使うからこの土地を買いますよということだと思っただけですね。だとするならば、その目的をある程度、これはこれで僕は認めるけど、そのあたりはそういうふうに正確にしていきたいと思いますという希望を申し上げて、質問は終わります。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 先ほども申しておりますように買収の経緯、何回も御説明いたしておりますが、本来、私の方が取得もなかなか渋っておった、海津町時代ですね、非常に高い金額を言われておった状況もございますし、その後、豊和工業の方も非常に安価な値段で話が出てきて、そういった理由もあって、初めから多目的広場をつくるために買うんじゃないから、あの土地を豊和工業としては何とか買っていただけないかという話でございますので、それで現時点では一般廃棄物の最終処分場として買わせていただくと。しかし、今、永田先生がおっしゃられた、議会だよりで市民にどう説明するのかということもありますが、先生も編集委員の一人だと思いますので、そここのところに当分の間は多目的広場として使用していきたいということを市が答弁されたというふうに、ぜひお書きいただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 大分時間が押し迫っていますが、このことについて一、二お尋ねをしておきます。

この用地は、売買で所有権の移転が大きな目的であろうと思います。したがって、機能と権利義務というのがあいまいなところも実は判断できるわけなんですけど、二つ申し上げてお

きます。これ御返答ください。

現在、開発基金を所有していますが、公社がありません、公社の立ち上げの予定はありませんか。

それから、取得の目的と、飯田議員のお尋ねの中で市長がお答えになっている、いわゆる心配しているのは不動産業にならないような手法をお考えいただきたい。公用地、この海津市の基金条例の中にありますので、これを逸脱しないようにと思っておりますが、この2点だけ、よろしく願います。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 最初に、土地開発公社の立ち上げはという御質問ですが、ここにおられるほとんどの議員さんは合併協議会のときに、我々としては残しておいた方がいいだろうということもあって言ったんですが、議会の方からは廃止するべきだというお話もいただきました。そういったことで廃止にした経緯がございます。これをまた立ち上げるとなると、県の方に廃止の許可をとった手前、残しておいた方がいいだろうというようなお話も聞いておまして、また立ち上げというと、県は何だというお話になりますので、そして全国的に見ると土地開発公社は塩漬けの土地が多いということも批判されておりますので、海津市としては土地開発公社の、現時点では立ち上げは一切考えておりません。

もう一つ、不動産業にならないかというような御質問ですが、これは今一般廃棄物処分場ですが、それが終わった後には普通財産に変更していくわけですが、そして市の財産を処分する前には、やはり適正な対価がない場合には議会の議決をとらなきゃいけないわけですが、入札、そういったことで販売はなっていこうかというふうに予測をしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 合併協議の話まで出ちゃいました。公社の解散については、旧南濃町の定款に解散の約束事の文章が載っています。それを含めて何か協議をされたと私は記憶をいたしておりますので、今の部長の説明とはちょっと違ったかなあと思っています。

それで、公社の設立は見えていない。しかしながら、公社基金の管理監督というのは議会にはない。土地開発基金の管理責任というのは非常にあいまいであります。議会に提出されるのが、用地を今回は面積要件でお出しになったと思いますが、通常ですと監査委員が書類上を見て監査をして、議会は報告のみになっています。そういったことを含めると、公社でしっかりした基金管理をされた方がいいのかなということで申し上げておきました。

ただ、不動産業として誤解を招かないかなというのは、この問題については以前の海津町のお約束、それから海津町が非常に便利をこうむってききましたので、そのことについて私が

今とやかく申し上げるつもりはありませんが、基金でなぜ買うの、一財でもよかったんやないかなと思って、この辺の判断はいかなる理由をもってなされたのか、それだけ説明をいただきたいと思います。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） まず一つは、豊和工業と約束があったということじゃございません。以前はお断りしていた段階もあります。その後、名古屋駅前でいろいろと開発がされるようになってきましたから、現地のいろんな解体業者が豊和工業へ行かれて、これを捨てるとかどうとかいう話も出てきたのも事実です。そうすると、民間へ売られたときには、以前も御説明しましたように産業廃棄物の処分場とか、そういったことで非常に山積みにされたりなんかすると周辺にも悪影響が出るんじゃないかということと、それも含め値段も非常に安い提示で1億3,000万という、我々が以前聞いていたのは5億、7億という話でございましたので、これであれば、広大なああいっただほとんど長方形の用地でありますので、今後のことを考えると買っておいだ方がいだろうということで、議会全員協議会でも御説明してお諮りしているわけでございます。

それと、基金でなぜ買ったかと言われますが、現在、基金の方には現金も持っておりません、去年、基金の決算報告をさせていただいておりますように。でありますので、一般会計でございまして、基金、その財源をつくるのに当然繰越金等、それから基金の繰入金、そういったことも考えなきゃいけませんので、せっかく土地開発基金があつて現金があるものですから、そちらの方で買ったということでございまして、魂胆も何もございませぬので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 17番 星野勇生君。

○17番（星野勇生君） 水道環境部長もお見えになりますが、財産の取得は公社でお買いになります。閉鎖届がまだ出ていないかなあとと思いますが、その準備をしても2年間の経過期間というのがあります。その費用は、一般会計から今後もお出しになる予定でしょうか。私は少し曲がっていますんで、基金で買ったんなら基金で管理をすべきじゃないかな、そんな思いもありますが、その辺の判断は、水道環境部長、もしくは総務部長、どちらでもよろしゅうございます、お願いいたします。

○議長（西脇幸雄君） 総務部長 菱田正保君。

○総務部長（菱田正保君） 土地開発公社とはちょっと違うものですから土地開発基金の方で、いわゆる財政調整基金とか、そういったものと大きな意味で言えば土地の購入の運用でございまして、現在でも基金で学校の用地とか、そういったものを持っております。そうすると、学校の用地、基金で何もしてないんですが、御質問のようですと、学校の用地も基金

でいろいろと管理しなきゃいけないということでございますが、当然海津市として登記はいたしますので、使用目的のところでは管理をするということは今基本的に思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西脇幸雄君） 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号 財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第60号 工事請負契約の締結についての質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決することに御異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。これから議案第60号を採決します。

お諮りします。議案第60号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ありせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎派遣第1号 議員派遣について

○議長（西脇幸雄君） 続きまして日程第27、派遣第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は議会事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（伊藤久義君） それでは、派遣第1号の議員派遣について御説明を申し上げます。

これは会議規則第157条の規定によりまして、次のページの議員派遣一覧表に掲げます研

修への議員派遣について、議会の議決を求めるものでございます。

議員派遣の一覧表をごらんいただきたいと存じます。

議員派遣をするものとしたしまして議員視察研修の1件で、派遣場所、期間、派遣議員につきましても、ごらんのとおりでございます。

この研修について、議員派遣の議決をお願いするものでございます。

なお、次のページの行政視察研修、また鹿児島県薩摩義士頌徳慰霊祭参拝及び姉妹都市交流の2件につきましても、閉会中、議長において決定いたしましたので、この議員派遣決定一覧表をもって御報告とさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西脇幸雄君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第1号の議員派遣についてお諮りします。本案について、原案の議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西脇幸雄君） 異議なしと認めます。よって、派遣第1号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（西脇幸雄君） 以上をもって本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さんでございました。ありがとうございました。

（午後4時44分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成19年6月21日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員